

第七十五回国
参議院商工委員会會議録第十一号

昭和五十年三月二十七日(木曜日)
午前十時二十三分開会

委員の異動

三月二十七日

辞任

熊谷太三郎君
鈴木 亨弘君
矢野 登君
鈴木 力君
安武 洋子君

補欠選任

山崎 竜男君
森下 泰君
斎藤 十朗君
浜本 万三君
山中 郁子君

出席者は左のとおり

委員長

林田悠紀夫君

理事

楠 正俊君
小柳 勇君
須藤 五郎君

委員

岩動 道行君
小笠 公昭君
鈴木 亨弘君
斎藤 三郎君
斎藤 十朗君
菅野 儀作君
福岡日出彦君
森下 泰君
山崎 竜男君
吉武 恵市君
阿具根 登君
村馬 孝且君
浜本 万三君
森下 昭司君
桑名 義治君
中尾 辰義君
安武 洋子君

国務大臣

通商産業大臣

藤井 恒男君
河本 敏夫君

政府委員

通商産業政務次官

鳴崎 均君

通商産業省立地

佐藤淳一郎君

公害局長

齋藤 英雄君

持許庁長官

大谷幸太郎君

持許庁特許技監

三枝 英夫君

持許庁総務部長

土谷 直敏君

持許庁審査第一

山田 幸孝君

事務局側

常任委員会専門

菊地 拓君

説明員

厚生省薬務局審

査課長

本日の會議に付した案件

○特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(林田悠紀夫君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

前回に引き続き特許法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○安武洋子君 私、商標について伺いますけれども、最初に基本的なことを伺いさせていた

だきます。商標制度とはどういうものかということをお尋ねいたします。

○政府委員(齋藤英雄君) 商標制度は、似た商品の識別をいたします標識といたしまして、当該業者が自分の商品につけて、これは自分の取り

扱いの商品である、あるいは自分の製造した商品であるということを示すものでござい

ます。したがって、その商標を付けて使うことによりまして、利用者の方から見ると、この商

標をつけておる商品につきましてはこういう人が製造したものである、あるいはこういう人が販売

します。したがって、製造業者、販売業者にとりましては、自分の商品につきま信用をそこ

その商標で化体と申しますか、シンボライズと申しますか、する作用がありますと同時に、

今度は、利用者側にとりましては、あるいは消費者にとりましては、その商品がだれのものである

かということが明らかにありますので、利用者側にとりまして非常に便利と申しますか、取引上

安心して取引ができる、こういう性格があるわけでございます。したがって、それを抽象的に

申し上げますと、結局商標は取引秩序の維持ということ、その根幹をなしておりますと同時に、

消費者にとりましてこれは非常に重要な働きを持つておるといふことでございます。

数が大抵十二万五千件ぐらいでございますので、五十万件と申しますと、大体五倍近いものがあるといふことでございますので、そういうふうなことに

につきましては、やはり商標制度の本来の目的でござい

ます。確実な権利を申請者に付与する、あるいは付与しない

ということを決する、これは非常に差しさわりのあるものでは

ないかというふうなことを考えまして、これを何とかして早く

したい、あるいは処理の期間を短くしたい、こういうことが

今回の私ども御提案をしております。商標に關します改正案の目的でござい

ます。○安武洋子君 未処理案件が多いから、その迅速な

処理をということが改正目的とおっしゃいますけれども、非

常に商標の出願がふえているというお答えでございます。この

出願のふえたことは、よいことなんでしょうか、悪いことな

んでしょうか。○政府委員(齋藤英雄君) 商標の出願がふえ

たことにつきましては、これはいろいろ見方がござい

ます。当然そういう制度があるわけでございますから、商標

の出願というものは当然必要があらば出願するのが当然で

ございます。したがって、出願自身が悪いということはい

ません。しかしながら、これは程度の問題でございまして、

商標の出願がいまのように非常に多いということに關しま

しては、つまり、原因がどういふ原因であるかということ

によってわれわれは判断すべきものだと思っております。

それで、その原因につきましては、先般御説明したか

とも思いますが、いわゆる経済の発展が過去数年間非

常に高かったということに伴いまして、商品が非常に多

様化してくる、あるいは所得水準が上がりますと、

当然消費物資につきましてもいろいろと利用者側の方

々のいろいろな要望が出てまいります。それに応じま

していろいろ商品が

出てくる、商品の多様化があるというふうなことが、商標の出願の非常に大きな原因になっているのではないかと考えられます。

それから二番目に、やはり日本の商標は言うまでもなく、言語が日本語もありまして、あるいはローマ字もありますし、最近ではフランス語風のものもございまして、いろいろそういう多様なものが日本の文化の中に渾然としておりますし、あるいは商売の中の名前にも使われております関係上、そういうものがほかの国に比べては違った事情でふえているということもあらうかと思ひます。

それから三番目には、日本の商標法自身、制度の問題につきまして三点ばかり私があると思ひますが、一つは、現在の商標は、最初の出願のときに使用の意思があればよいということ、使用のエビデンスを提出しないといけないのが現行法の解釈でございます。したがって、いわゆる使用義務というものは、当然商標法的一条なり三条なりに明らかに見られるわけでございまして、けれども、それにつきまして、その使用の意思という点で出願が出ております関係上、そのチェックが不十分であるということ。したがって、私どもも曲解をいたしますれば、最初から使用する目的でないものが、あるいは出願があるのではあるまいかということが考えられるわけでございします。

それからなおその次には、私ども考えますのは、やはり商標のいわゆる類否の判定というものの議論でございますが、類似を判断する判断基準が少し狭過ぎるために、自分の商標を守るためにやはり類似のものを出願せざるを得ないということもあるのではあるまいかということが非常に強調されました。それも一つの原因ではあるまいかと思ひます。なお、それ以外に私ども現行商標の出願手数料は二千円でございますが、この二千円というものは、与えられる権利の大きさに比較しては、あまりにも安いのではないかという意見も、これ

は小委員会でも非常に大きな議論になったわけでございします。

大体、出願の多い原因並びにその状態は、申し上げたとおりでございます。

○安武洋子君 私、出願のふえたことはよいことなのか、悪いことなのかとお伺いしております。この、それに対する答えは、程度の問題だと、こういうことであつて、ほかは私のお伺いしていないことをお答えでした。いま程度の問題だと、こうおっしゃいましたけれども、それでは、出願が少なければこれはいいことで、出願が多いから悪いというふうなことになるのでしょうか。元来、商標法の本来の趣旨どおりでしたら、これは多種多様の商品が出回つていて、その出所が明らかで、消費者保護になる。私はよいことじゃないかと思ふのですけれども、一体いかがなのでしょう。

○政府委員(齋藤英雄君) いまお話し申し上げましたように、商標の出願というものは、これは自分自身が自分の商標に使用をするということをお考えになりまして出願されるということに關しましては、私どもはそういう出願に關しまして、これは出願をされるのがむしろ当然であるというふうな考へております。しかしながら、あるいはそのうでない目的のために出願をされるようなことも間々あるのではあるまいかというふうな、先ほど曲解と申し上げましたけれども、そういうふうなものも見受けられますので、そういう出願に關しましては、私どもはその出願は抑制していただきたいと考えております。

○安武洋子君 商標の不使用があるというお答えですが、それでは商標の不使用の多い理由をお聞かせください。

○政府委員(齋藤英雄君) 現在の商標法におきましては、最初の出願におきまして、商標を使用しているというエビデンスを徴さないことになつております。したがって、商標法の三条にその規定があるのでございまして、現行法の解釈では、それは商標を使用する意思を有するものであれば、出願をして他の要件が整えば登録でき

るということになつておりますために、そういう關係でそういう出願がかなり出てくるということはお考えられるわけでございします。

○安武洋子君 今度はお答えが丁寧じゃないですね。必要なときは丁寧にお答えいただきたいと思ふのですけれども、不使用の多い具体的な理由をお挙げください。

○政府委員(齋藤英雄君) 私ども、不使用の多い原因、これはいまの制度上の問題を一つ申し上げました。それ以外に、実態的なことを申し上げますと、先ほど申し上げましたいわゆる類似範圍との関連で、防衛的な商標というものがかなりあるのではあるまいかというふうな考えられます。それからなお、いまの使用制度の結果、当面使用予定がはつきりしていかなくても、考えれば直ちにこれを出願するというふうなこともございします。あるいはこれを待つておきまして、場合によりましては他の目的に使う、あるいは自分が使わないではほかの人に使用せよというふうなことも非常にあらうかと思ひます。それから、なおこれは悪循環になつておりますけれども、現在未処理案件が非常にふえております結果、いわゆる処理期間が非常に長いものでございしますからして、すぐ出願してもすぐ権利にならない、その結果、かなり先のものまでも予定をして出願しておかなければいけない、そういうふうな傾向も見受けられます。そういうふうなことがいろいろ重なりまして出願が多くなつておるのではあるまいかというふうな考えられます。

○安武洋子君 何か抜けておりませんか、それだけでしょうか、もう一度お伺いいたします。

○政府委員(齋藤英雄君) いまいろいろ不使用の原因を申し上げましたが、私どもが各種のアンケートでとりました結果は、大体以上のとおりでございますが、なお、現在の企業の実態といたしまして、非常に商品が多様化をされておるということをお申し上げましたが、多様化されるに従ひまして、当然各企業間の競争というものは非常に激しいわけでございますので、ある会社が出せば、自

分の会社もそれにつれて出すというふうな、そういうこともございします。いわゆる企業間の競争がかなり激しかったというふうな経済実態も反映しているようにも思われます。

○安武洋子君 重ねてお伺いいたしますけれども、じゃ学校法人とか宗教法人、サービスマン、これは使用されているという御認識に立っていらっしゃるのでしょうか。いまの私の不使用の多い理由の中にはお挙げにならなかったですけれども、これはいかがなんでしょうか。

○政府委員(齋藤英雄君) いわゆるサービスマン、宗教法人等の問題につきましては、これは正式に申し上げますと、商品に關係のないマークであるということでございます。正式にはこれは商標登録の出願ができないわけでございます。しかしながら、それぞれサービスマンを行つておられます方でも、付带的な業務をいろいろ行つておられる場合がほとんどではなからうかと思ひます。したがって、その付带的な業務に關連をいたしまして商標の登録、出願をしていくという例がかなり見受けられるように思ひます。しかしながらその問題が、非常に現在の商標登録出願を多くしている原因であるかどうか、原因の一つだと思ひますけれども、その重要部分をなしているというふうには私どもは考えておりません。

○安武洋子君 重要部分をなしているかどうかという、私そんなお尋ねをいたしてはおりません。不使用の多い理由の中の一つにそれが抜けているのではないかとこのことをお尋ねしたにすぎません。これは後でもう一度お尋ねしますので、これはおいておきます。

次にお尋ねいたしますけれども、先ほどお答えになりました商標の不使用の多い理由として、防護標章の問題ですね。第一点お挙げになりました。それから第二点には、使う予定だけれども、まだ使っていないというふうなことをお挙げになりました。それからその次に第四点として、三点はちよつとおいておきます。第四点として、これ早期に間に合わないのか、あらかじめとっておくのか

だ、こういうお答えでしたけれども、このいま私が申し上げた三点は現行法の運用の問題だと思ひます。ですから、法を改正するということは要らないのじゃないかというふうに思ふわけですが、それから先ほどの私が申し上げました学校法人云々ですね、これは後で申し上げますので、私は、いま抜かしました、お答えになったのは、商標を自分で使うのじゃない、売買を目的にするのだというふうな、いわゆる商標ブローカーですね。この件について伺ひたいと思います。

第三条がありますけれども、第三条には、自己の業務にかかる商品について使用する商標については商標登録することができるとなっているというふうになっております。商標それ自体を売買するのを目的にしているいわゆる商標ブローカー、この登録はいまおっしゃったように、法の趣旨から見てもこれは趣旨に反するということだと思ふのですけれども、長官は先日その旨の発言をなさっていらつしやいます。私は、こういうものを認めるから未処理がたまる、こういうふうに思ふわけですが、答申でもそういうことが書いてございますけれども、こんなものをなぜ法の趣旨に反してお認めになるのか、私は、これは大臣にお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(齋藤英雄君) 事実の問題でございまして、私から答えさせていただきますと思ひます。

現在、その商標ブローカーと称します方、俗に商標ブローカーと言われます方々は、出願の当初から自分が使用するという意思を有する持たないで出願をされまして、それで商標を取つて、取った権利をさらに場合によりましては他の需要者に移転をする、こういう行為をしておられるんではあるまいかと推察をいたしますが、出願をいたします場合には、当然商標とそれに対し指定商品というものを両方並べまして、それで商標の出願をするわけでございますので、当初から何ら商品なし、あるいは使用する意思がなしということを出願をされるわけではないわけでございます。私ども

もの方の出願としましては、通常の出願と全く同じ出願をされまして、結果的にそういうふうになつていくということでございます。したがって、先般、その商標ブローカーというものにつきましての実態のお尋ねがございましたけれども、私も私どもはなるべくその解明に努めておりまして、出願が出てまいりますために、はつきりしていないというのが現状でございます。

○安武洋子君 それではお伺ひいたしますけれども、いわばこれはブローカーは野放しでよいということになりますけれども、そう解釈させていただきますよろしくございしますか。

○政府委員(齋藤英雄君) 第三条にあります「自己の業務に係る商品について使用する商標」、先ほど、使用するというのは使用するという思想があればという現行法の解釈であるということをお申し上げましたが、自己の業務にかかわっているかどうかという観点に關しましては、従来は出願者の善意に依存をいたしまして、これはいわゆるチェックをいたしておりました。指定商品によつて判断をいたしておりました。当然出願をするからには使用する意思があるという前提のもとに審査をしておたわけでございますが、いま御指摘がありまして、今、その業務は商標登録出願の願書に記載をさせるというふうにいたしたいというふうに考えております。

○安武洋子君 いやお伺ひいたしますけれども、いま使用義務のチェックの問題おっしゃいましたけれども、今度の法改正の何条にそのことが書いてありますんですか。

○政府委員(齋藤英雄君) 現在の商標法の第三条の「自己の業務に係る商品について」ということを明らかにするために、省令でそれをその願書の中に記載をさせることになりましたが、その根拠の条文としましては、第五条の一項で必要な書類を

提出させることができることになっておりますので、それによりまして願書を記載をさせて提出をさせる、こういうふうになっております。

○安武洋子君 使用義務のチェックはそれだけで

○政府委員(齋藤英雄君) 私どもが考えております使用義務のチェックの一端を申し上げましたが、法律の改正をいたしまして私どもが今回いたしておりますのは、更新登録出願時におきまして、すなわち、設定の登録から十年たちましたその後におきまして、その時点において過去三年間を振り返りまして、過去三年間の間に使用しているかいないかを更新登録出願時に、職権審査をいたしまして、不使用のものにつきましては、これは更新登録を認めないということをお考へていただいております。

それから二番目には、現在の商標法の五十条にございしますが、不使用のものにつきましては登録を抹消するという審判制度がございします。これにつきまして、従来は審判の請求人に準証責任がございしましたのを、今回これを被請求人に準証責任を転換をいたしまして使用義務の強化を図りたいというふうになっております。

○安武洋子君 登録の更新時のチェックの仕方、いまおっしゃいましたが、それは今度の法改正の何条に書いてありますんですか。

○政府委員(齋藤英雄君) いま御指摘がございしましたものにつきましては、改正法で御提案をしております第十九条第二項の改正案の中に書いてございします。

○安武洋子君 具体的にどうすると書いてありますか。

○政府委員(齋藤英雄君) 更新登録出願の審査の場合には、従来はいわゆる絶対的不登録事由と申しますか、あるいは公益的な事由と申しますか、そういうものにつきましては審査を主として行つておりました、これは条文がございしますが、それで十九条の第二項の第二号に「更新登録出願前三年以内に日本国内において商標権者、専用使用権

者又は通常使用権者のいずれもがいない指定商品についてもその登録商標の使用をしていないとき」とこれは商標登録出願ができない、こういう規定がございします。ただ、それにつきまして、いま括弧書きを省略して申し上げましたけれども、こういう場合には云々というのが括弧書きに例外として書かれておりますが、それは省略させていただきます。

○安武洋子君 それは三年間に使用していなければ登録ができないということだけであつて、チェックの仕方を私はお聞きをしていまして、チェックの仕方は、どこに今度の法改正で載っておりますんでしょうか。法政の中心になる部分ですので、詳しくお答えください。

○政府委員(齋藤英雄君) いま申し上げましたのは、審査をいたしますところの根拠条文を申し上げたわけでございます。それで二十条の次に一条加えまして、「更新登録の出願をする者は、次に掲げる書類のいずれかをその出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない」という規定がございまして、そこで一号と二号で、先ほど申し上げました十九条第二項ただし書き二号に該当するものでないことを証明するに必要な書類でございしますとか、あるいは、もし使わない場合には、正当な事由がある場合には使わなくてもよろしいというふうになつておりますために、正当な事由を明らかにするために必要な書類を提出するというふうになつております。

それから、二十一条の規定に改正をいたしまして、個別理由の中に、その出願が、前条の規定により提出された書類によりましては、いま申し上げましたようなものに該当するものでないとは認められないとき、または前条の規定により提出された規定によりましては正当な理由があるとは認められないとき、こういうものにつきまして、これは更新登録ができない、こういう規定の改正をしておるわけでございます。

○安武洋子君 ちつともお答えになつておりませんので、私がお伺ひしておりますのは、今度の法

律改正の目的というのは、先ほどお答えのように、未処理案件の迅速な処理だ、こうおっしゃってやるわけだ。じゃ未処理案件を迅速に処理するためには、私が先ほど整理して申し上げたように、学校法人とか、こういうようなのは後で申し上げますけれども、いまのところ現行法でできないというところになっておられますが、残った問題が先ほどから私がお尋ねしている問題ですね。その中で、じゃどうするかということをお伺いしましたら、使用義務のチェックだ、こうおっしゃる。これは、じゃ年度の法改正の中心じゃありませんか。この中心部分を一体どう運用するかということをお伺いします。法改正の中心になるので、もっと具体的にここはお答えいただかないとだめですけれども。

○政府委員(齋藤英雄君) いま御質問がございましたように、私は商標登録の更新登録の出願につきましての改正案を申し上げたわけでございますが、それ以外にも、五十条の準証責任の転換という点につきまして当然同じような規定の改正でございます。なお、これにつきましては、いま申し上げました実際の条文に基づきましてどういうふうな運用をしたらいいかということ、現在運用要綱として案をついております。案は実はでき上がっておりますが、案案につきまして庁の内はもちろんのこと、内外関係者の御意見を聞きまして、その最も効率的な、かつ正確な運用をいたしたいと思ひまして、御相談をしております。

○安武洋子君 年度の法改正のまさに中心部分を、御相談をされている途中だと、案案だと、これは私、国会軽視じゃないかと思ひます。私たちに對してこの法律の改正を提案しておきながら、そのまさに中心部分はここで審議をさせないということになるんじゃないですか。大臣、こういう態度はいかがなんでしょう。こういう法律の改正の出し方というのはあるんでしょうか。私は国会軽視だと思ひますけれども、お答えいただきたいと思います。

す。——大臣にお伺いしております。

○国務大臣(河本敏夫君) 先にこちらの方から。

○政府委員(齋藤英雄君) いま申し上げました条文の根拠に基づきまして運用要綱を作成をしております。この根拠に基づきまして運用要綱を作成をしております。これは、当然条文で規定をいたしております範囲内で書かれておりますと同時に、それにつきましては詳細なる記載方法なり、あるいはそれにおきましていろいろの添付書類の内容であるなり、そういう詳細なことが実は書かれておるわけでございます。それは法律の内容で記載をするには適しないことではなからうかと存じまして、運用要綱の方に譲っておるわけでございます。

○安武洋子君 どうぞ大臣。

○国務大臣(河本敏夫君) いま長官が申し述べたとおりでございます。こういうやり方は私は往々にしてあるのではないかと思います。

○安武洋子君 いまおっしゃいました、詳細なことをおっしゃった。私は詳細じゃないということと再三重ねて申し上げておるわけです。今度の法改正の提案の理由、未処理案件の処理、余り聞いたことありませんね、こういう法改正の趣旨なんというの。それを促進していく中心部分になるの。それを法案に載せない。しかも、おたくの方ではこういう運用要綱というのをおつくりなんですか。二月五日、なぜお出しにならないのですか。私の手に入ったのはけさなんですけれども、こういうものをお出しになって、なぜ一緒に審議を国会の場にのせようとなさらないのですか。国会軽視じゃないですか、こういうやり方は。そして、法の範囲内かどうかということをおっしゃいますけれども、これが範囲内かどうかということは審議をしてみなければわからないじゃないですか。もう一度、大臣、こういうことについてどうお考えになりますか、お伺いいたします。

○国務大臣(河本敏夫君) いまさつき長官がある申し述べましたように、こういうやり方は往々にして私はあると思ひます。

○安武洋子君 こんなものが往々にあつてもらつ

ては私は困ると思ひますので、この点は嚴重に申し上げておきます。

では、その法の範囲内で運用規定をつくつておるのだとおっしゃるこの中身の問題について触れさせていただきますけれども、願書に出品人の業務を記載するということをおっしゃいます。たすね。間違ひございませんね。——この指定商品に係る業務を行う予定がある場合、その旨の説明書を提出すること、こういうふうになっておるわけだ。でも、これ、特許庁がどうやってこのことを確認されるのですか。書類審査だけなんですか、それともこの書類がおかしいと思へばほかの方法でこれを審査なさいますか。その点をお伺いいたします。

○政府委員(土谷直敏君) お答えいたします。

この願書へ記載されました業務のチェックは、原則として書類に書かれておるところに従つて審査をいたします。ただ、非常に問題が多いと思われるような願書が続けて出されたような場合には、改めて調査をすることもあり得るかと思ひます。

○安武洋子君 じゃ、書類に書かれたのはおおよそまるのみと、こう解釈させていただきます。もしゅうございます。

○政府委員(土谷直敏君) そのとおりでございます。

○安武洋子君 大変結構なお答えで、それでは何にもならないということだろうと思ひます。

それから、第二にお尋ねいたしますけれども、業務に係る審査と、こういうのは、「出願人が指定商品に係る業務を行う蓋然性」を見るのだと、こういうふうになっておられますけれども、一体この蓋然性というのはどういうことなんですか、お伺いいたします。

○政府委員(土谷直敏君) 先ほど長官から御説明申し上げましたとおり、商標登録の要件としまして、自己の業務に係る商品について使用すること、ということですが、使用する意思があるかどうかということとはチェックするのが非常にむづか

しい。したがって、その業務を現在行っているかどうか、あるいはこれから先行うかどうか、またはその見込みがないかということをチェックするわけでございます。

○安武洋子君 じゃもっと具体的にお伺いします。

ここに一つ「パン・菓子製造業」なんて挙げていらつしやいますので、パンでお伺いいたします。業務が産業機械製造業、これでパンが指定商品、こういう場合は蓋然性が認められますか。

○政府委員(土谷直敏君) 一義的には認められません。

○安武洋子君 じゃ、この人は産業用機械で製パン機をつくつていて、そしてそれだつたらパンもつくろうと、こういうことで出願したとします。これは蓋然性が私はあると思うのですけれども、この点についてはいかがなんでしょう。

○政府委員(土谷直敏君) 機械をつくつておられます、いまお話しした点は、あるいは製パンの、パンをつくる機械をつくつておられるということかと思ひますが、その場合に、私どもの方でそこまで当初判定できない場合は一応拒絶理由通知を出します。ただ、先方からそれについての説明が出てまいりました場合には、これは認めることになりま

○安武洋子君 じゃ一体、蓋然性というのはどこで判断なさるのか、その判断基準を明確にお答えください。

○政府委員(土谷直敏君) 蓋然性の判断は、本来社会通念に従つて行うことと思ひますが、一応私どもの方に現在も百二十名ほどの審査官がいるわけでございます。それが統一的に判断できますように、先ほどちょっと申し上げました運用要綱というものを目下作成しているわけでございます。そしてその中に、次のような場合に、「次のいずれかに該当しない場合には、拒絶理由を通知する。」というところで申し上げますと、一つは「記載された業務中に指定商品の全部が含まれている場合は、全部の指定商品について認める」と、それか

ら、「記載された業務中に指定商品の一部が含まれている場合には、この場合にも「全部の指定商品について認めるものとします。」で、「記載された業務中に指定商品が含まれていない場合であっても、その業務中に含まれている商品の一部が指定商品の属する商品区分に含まれているときは、その指定商品について認めるものとする。」、こういうふうな基準をつくってございまして、このいずれにも該当しないときは「拒絶理由を通知する。」というふうに現在要綱草案として考えておりますが、この点は庁内外の意見を聞いて目下固めつつあるところでございます。

○安武洋子君 いまお答えの社会通念がやはり基準になるといふようなことじゃないですか。いかに十分に運用要綱つくって見たところで、こういうものは、いまお答えのように、社会通念というものが基準になると、一人一人の審査官によっても違ふんじゃないかというふうなことで蓋然性ということをお答えになつても、私はこれはやっぱり、こんなものでちゃんとしたチェックができるというわけはないと思うんです。

もう一点聞きますけれども、更新時における使用状況の審査、これは先ほどのお答えの中で少し出ておりましたけれども、書類と写真だ、こういうふうにおっしゃっております。この前三年間で、使用したかどうか、写真を写してきただけで証明になるかどうか、私はこのことをお聞きしたいんですけれども、これはいかがなんでしょうか。

○政府委員(土谷直敏君) この更新時の使用のチェックでございまして、やはり更新の申請をしてくる件数が非常に多いわけでございますので、出してくる、つまり、使用している証明の書類も画一的なものを私どもは期待しているわけでございます。したがっていまお話しのように、登録商標が指定商品に使用されている状態の写真をとって使用状況説明書に添付する、こういうことにいたしております。私どもとしては出願人の善意を信用して、その写真が正当なものであるというふうに一応は考えたいと思います。

○安武洋子君 じゃ基準は、三年前かどうかそれは善意に待つと、こういうことなんですか。

じゃもう一つお伺いいたしますけれども、商標を使用している状態です。いま、よくこういうことがあります。お薬屋さんに行きます。お薬を買います。中は武田の製品、そしてそれを包装してくれまして、外は三共のマークのついた包装紙、これはどこが悪いというでもないに、まあ製薬会社はサービスしようと思つて、そしてお店もそれをサービスとして使う。しかし、よく売れる商品については、あらかじめ包装もしてあつて、お店に積んである、こういう状態です。中は武田、外は三共。まあ化粧品でもよくこういう状態があるわけですね。消費者もすいぶん混乱はいたしますけれども、これは商標の使用についても大きな問題があると思うんです。この場合、外身でチェックをされるんですか、中身でチェックをされるんですか、それをお伺いいたします。

○政府委員(土谷直敏君) 本来、中身について考えるべきだと思います。

○安武洋子君 じゃ外身の写真を写してきたら、これは外身だということはどうしてわかりますか。

○政府委員(土谷直敏君) お答えいたします。

この現在の運用要綱でも、その点も一応問題だと考えております。それで、登録商標が指定商品の包装または容器だけにつけられている場合は、その状態をはつきり示す写真を出していただくというふうに考えております。

○安武洋子君 じゃ外身のこの包装に使われて、商標がそういうふうな形で使われているのは使ったことにならない、使用している状態じゃないというふうな受け取らしていただいていいんですか。

○政府委員(土谷直敏君) そのとおりでございます。

○安武洋子君 先ほどからいろいろなお答えなんですけれども、それでよろしいんですか、そういうお答えで、実に運用次第で、まさに広くも狭く

もなる。審査する者の考え方でもなるというふうな感じが、先ほどからのお答えでは受け取れないわけですね。運用要綱もまさにそういう内容を私は示していると思うんです。ですからこれは、こういう特許の権利が、ある人には認められるけれども、しかし、ある人には認められないというふうな、非常にこの付与について不公平が起こる問題を含んでいるわけですね。私はこういう問題については、もっと根本的に考え直すべきじゃないか。こういうふうな不十分な法については、再度私は考え直して国会に出されるべきだ、こういうふうな思ふわけです。非常にこれは権利付与の不公平ができるという重大な問題を含んでおりますので、私はその点を強く要求申し上げます。いかがでしょうか。

○政府委員(土谷直敏君) 商標を使用しているかどうかという点につきましては、これまでアメリカは使用主義をとっておりますので長い経験がございまして、そこでは幾多の判例が出ております。あるいはドイツの場合も、その使用についての判例がやはり出ております。私どもとしましては、当初考えられるものはできるだけ運用要綱に盛り込み、つまり審査官の審査の基準といたしたいと思つておりますけれども、あらゆるケースが考えられると思ひますので、それらについては今後の実際の使用のチェックに当たって判断をしていく、あるいはそれにきましての審決、あるいは判決等に従つていくというふうに考えられます。

○安武洋子君 大体採決問題になつてからという中身の運用要綱をお出しになるところに私は大きな問題があると思ひます。この運用要綱も、先ほどから私、御質問申し上げているように、明確な基準をお示しにもならない、こういうことなんです。私はここに重大な問題があるということをお伺いいたしておりますので、長官お答えください。

○政府委員(齋藤英雄君) いま一部長がお答えを申し上げましたとおりの内容でございますが、この運用要綱草案と銘打っておりますものにつきま

して、具体的な記載の方法、あるいは審査官が判断をする場合の審査の基準というものにつきまして、やや詳細に記載をいたしております。しかしながら、法律もそうでございますし、あるいは運用要綱もそうでございますが、この世の中に起りますすべての場合につきまして、これを明細にするというところは非常に困難でございます。したがって、私どもとして考えられ得る最大限のものをごに盛りまして、かつそれを、審査官の判断がばらばらにならないように一応の基準になるようにということをつくつたわけでございます。しかも、これはもちろんできました場合には、庁の内外に確定をいたしましたならば公表をいたしまして、それで公平な運営をいたしたい、そういうふうな考えております。

○安武洋子君 今回の場合は、私はこの問題が法改の中心だということを再三再四申し上げて、おかしいじゃないかということを言つております。大体、法改の趣旨が未処理案件の促進だ、こういうおかしなものでしょう。それに対しての今度の目玉、ここが実にいいまいにかすむからこそ、私は最初から何度も何度もこの点を申し上げているわけです。わかつていただけないようだけれども、もう一度考え直してください。

次に移ります。

先ほど私が後でお伺いすると言つた件です。学校法人、宗教法人、それからサービスマーク、こういう問題ですけれども、これは三十一国会でも問題になつて、前向きな検討をお約束なさつていらつしやいます。それが一昨日、長官は、この件について未処理案件がなくなつてから前向きの検討をいたしますと、こうお答えですけれども、大変おかしいわけです。このサービスマークとか学校法人、それから宗教法人、こういうふうなものが非常に未処理案件とかかわりのあるものだというふうなことは答申にも出ております。先ほどのお答えの中にも出たわけです。この問題を度外視して、未処理案件が済んでからというのには、私は大変無責任な態度じゃないか、こういうふうに思

うわけです。それから、前向きの検討をお約束しながらいままでも放置された政府の責任もまたこれはあると思います。無責任だと思えます。

学校法人とか宗教法人、それからサービスマーク、こういうようなのは、権利が侵害されたときに名誉毀損、こういうことで裁判に訴える以外にない、その使用を禁ずる法律がない。だから、やむを得ず商標法でその保護を求めているわけですが、商標法にこの救済を求めておられますけれども、これは商標法の趣旨に合致しないわけですから、そのことが出願をふやして、未処理を累積させているわけですから、この学校法人、宗教法人、サービスマーク、こういうようなものを保護する道は、私は二つあると思うんです。その一つは、これは商標法を拡大して保護をするということですが、これは法律の趣旨ではない。じゃいま一つ残された道、それは別法でその保護を考える道、こういう道があると思うのですけれども、この可能性は一体あるのかないのかということをお伺いいたします。

○政府委員(齋藤英雄君) いまお尋ねがございましたサービスマークの問題は、言うまでもなく非常に重要な問題でございます。私もこれはこれにつきまして現行の商標法の四条の一部におきまして、著名なものにつきましては保護をすることに相なっております。かつ不正競争防止法の規定でも一部これが保護されることに相なっておりますが、なお、それだけでは不十分であるということには十分私も認識をいたしておるわけでございます。

したがって、現在いかなる法体系、法律のかっこうとしてこれを実現するかということはいろいろ考え方がございまして、明瞭に現在割り切つて申し上げることはできないと思ひますが、商標というものは本来商品に結びついたものであるということでございますので、それを商標法の中に加えます場合には、それと切り離したかっこうで一応加えなければいけないということでございますが、なお、それは法律のかっこうとして絶

対に不可能であるかという点、それも言い切れないと私は考えます。したがって、商標法の一部でそれを実現するか、あるいはそれが法制的に検討した結果、非常に不可能であればそれは別法で考えるということも考えられるわけでございます。

○安武洋子君 私はいま、別法をおつくりになるそういう道、そういう可能性があるのかないのかということをお伺いいたしました。そのお答えをもうちょっと明確にさせていただきたい。そういうことなんですかけれども、未処理を促進することおっしゃりながら、これについては何となくあいまいなお答えをなさった。そうしてもう一つの使用義務のチェックの問題についてはまことにあいまい。一体どういうふうにして未処理を促進されようとしているのですか。

○政府委員(齋藤英雄君) 第一の御質問でございますが、別法でやる可能性があるかどうかということにつきましては、別法でやる可能性もござい

ます。それから第二番目の御質問でございますが、使用義務というものと審査の促進、未処理案件を減らすということとどういう関連があるか、こういう御質問であらうかと思いますが、先ほど申し上げましたように、商標の出願の多い原因というのはこれこれこれと申し上げました。繰り返しませんが、その中でやはり使用されていない商標というものが現在でも相当ございまして、それから出願する時点においても、あるいはそういうことがあるのではあるまいかというふうにも考えられますので、その使用義務を強化することによりまして、本来使うというふうな意図を持っておられない出願をまず抑制していただきたと考へておりますと同時に、今度は使つておられない登録商標に關しまして、各種の使用義務を課しました結果、登録商標が抹消されるという事態が起ります。したがって、当然抹消いたしますれば登録商標の数は減るわけでございますから、審査官のいわゆるサーチ範囲というのは減るわけござ

います。そういう各種の方法を通じて、未処理の案件の促進を図りたいというふうに私どもは考へておる次第でございます。

○安武洋子君 別法の可能性があるとお答えでしたけれども、やる御意思はおありなんですか。

○政府委員(齋藤英雄君) 現在の特許庁の商標の処理の状況は累次申し上げたとおりでございますので、現在の状況のまま新しい業務をこれに付加することは實際上非常にむずかしいございまして、したがって、現在のままで仮にずっといくとすれば、私どもはこれはかなりむずかしい事態だと思ひます。しかしながら、私どもが考へておりますのは、現在御審議をいただいておりますこの特許法等の改正案、ことに商標部分につきましては、この目的が未処理案件を早急に減らす、処理期間を短くする、こういうことを目的としておりますので、これが達成するめどがございましたところでは、私は前向きに考へたいというふうに考へております。

○安武洋子君 次に移ります。消費者は商標を見て品物を買うわけなんです。一応商標でその品物がどんな品物かという目安をつけますけれども、その商標が消費者が知らない間に売買されていたら、これは消費者が混乱すると思うのです。それについて特許庁、処理をおとりですか。

○政府委員(齋藤英雄君) 商標権の売買といひますか、譲渡といひますかという場合には一定の制限がございまして、これは商標法の二十四条に規定がございまして、「商標権を譲り受けるには、通産省令で定めるところにより、その旨を日刊新聞紙に公告しなければならぬ」、それから「商標権の移転の登録は、前項の規定による公告があつた日から三十日を経過した後でなければ、することができない」というふうな規定がございまして、「一応公示制度になつております。

○安武洋子君 日刊新聞で公告なさるといふことですが、その日刊新聞は朝日新聞ですか、毎日新聞ですか、それとも何新聞ですか、私はついそ見

たことがないんですけれども。

○政府委員(齋藤英雄君) この日刊新聞は、そもそも譲り受ける者が日刊新聞に公告をするわけでございますので、譲り受ける者が出せばいいということでございます。

○安武洋子君 何新聞に出ているんですか、私は毎日新聞も朝日新聞も一向に見たことがないんですけれども。特許庁も御存じない新聞に出るわけですか。

○政府委員(土谷直敏君) 営業関係のことでございますので、私の存じております範囲では主として経済関係の新聞、あるいは通産省公報等に掲載されております。

○安武洋子君 いまのお答え、間違ひございませんですか。

○政府委員(土谷直敏君) 私はそのように存じております。

○安武洋子君 いま産業関係のことだからとおつしやいましたけれども、じゃ法の趣旨から言いますと、第一番目に特許庁長官が答えになりました消費者の保護だと、消費者が全然知らないでこれ

で消費者保護になつておりますか。

○政府委員(土谷直敏君) その点は先ほど長官がお答えになりましたように、譲り受ける者が選択できます関係上、その旨を日刊新聞紙に公告ということになつておりますので、譲り受け人が新聞紙を選択することになります。

○安武洋子君 特許庁の方にお伺ひいたしますけれども、こういう公告が中央紙に載つていふことを御自分の目で確認されたことござい

ますか。

○政府委員(土谷直敏君) 朝日、毎日とかいったような中央紙に載つていふのは、私も見たことがございませぬ。

○安武洋子君 それを放置されて消費者保護とおつしやるのは、特許庁いかなるものでしょうか。

○政府委員(齋藤英雄君) この日刊紙の公告の問題は、いま私並びに第一部長が申し上げたとおりでございますので、通常は広く見られる日刊の新聞

紙には載っておりませんという事は事実でございます。したがって、その場合の移転なりあるいはこれは実施権の場合にもあることでございませうけれども、この移転なり実施権の与える趣旨といふものは、その商標とその商標を使用している業務と一体になってそれを保護しているわけでございますからして、譲り受ける場合、あるいは実施権を付与する場合、当然その商標の裏づけといふものは、それに対する営業の裏づけといふものです。そういうものが害されないという判断のもとにその譲渡をされる、あるいは実施権が付与されるというふうには私も考えております。

○安武洋子君 だれもそんなことをお伺いいたしておりません。特許庁として消費者保護という法の趣旨を生かしておられるのかどうかということ、新聞の例を挙げて私はお尋ねしたわけですが、それに対して明確なお答えがないわけですから、まあそういう特許庁ですか、今度の料金は五倍にお上げになる、それでそれを先日の質問についても、いままでの料金は低きに失していたんだ、こういうお答えが出てくるわけですね。中小小工業者の苦しみがおわかりかどうかということをお伺いしたいです。こういうふうにして五倍にお上げになると私のところにも陳情が来ております、こういうような料金は高過ぎるのだと。私はこういうことをなさったら、まさに値上げ三木内閣と言われても仕方ないと思うんです。本心は、こういうふうな料金を高くして出願を押さえられる、そういう本心じゃないんですか、お伺いいたします。

○政府委員(土谷直敏君) 料金の引き上げが、今回の制度改正でそのねらっております効果を上げるために一つの重要な要素であると私は思っております。それで、この点につきまして私も、答申が出ました段階で各地に説明会等にも参つたわけでございますが、実際に大企業でないところの方々が言われるところによりますと、むしろ大企業が買ひ占めのような、大企業すべてではございませうが、年間に二千件、三千件と出願をし、

そして既登録が一万件に近いようなところも幾つかございます。そういう企業がかなりたくさんあるために、中小企業者が実際に使おうと思うときに非常に困っているというのをむしろ聞いています。私どもの方の調査によりますと、大きな方の企業が年間平均しまして百件出しておりますのに対して、中小の方の企業は大体年間十件程度でございます。それで、私どもが個々に話を聞いております範囲では、この料金をたとえ十万円に引き上げてでも自分たちが使いたいときに使えるようにしてほしい。つまり、先ほど来話のございましたような、使わない商標を抱え込んであるものになるべくやめさしてほしい、こういうふう聞いています。

○安武洋子君 使いたいときに使えるようにするためにというのが中小業者の言つた趣旨なんですよ。そういうふうにならないうで料金だけばんとお上げということ、これは不当じゃないですか。大企業がたくさんあるから、中小企業は少ないから上げていい、こういうことにはいまい。答えは、やなうてしまひそうです。これでは中小企業者の本當の苦しみというはおわかりにならない。私は、こんな五倍にも値上げするといふようなばらばらなことは再検討していただきたいと思ひます。

それから、もう一つお伺いいたしますけれども、出願の未処理件数というのが年ごとにだんだん累増しているわけですね。これは仕事が増えるということは、仕事のふえ方に合せて人員がふえていないことではないかと思ひます。それから、この点はいかがなんでしょうか。

○政府委員(齋藤英雄君) 日本の商標の出願の増加といふものは、たとえば昭和三十五年当時から比べまして現在五倍強ぐらゐになつております。それで、私どもの方はそれにつれて商標の審査官、商標の審査官だけではありません、その前後に出願の処理もふえますし、あるいは公告の処理もふえますし、あるいは登録の件数もふえ

るわけでございますので、その全部の人員の増加をかなり大幅に図つたつもりでございます。おおよそ三十五年当時から三倍程度になつておるかと思ひます。しかしながら、出願の増加があまりにも多いというためにその処理が追いつかない、こういう結果になつております。それで、なおその間におきまして、人員の増加ということだけ考へるのは問題があるかと思ひます。したがって、制度の改正もお願い申し上げております。それ以外に、それ以外の機械化その他いろいろな問題でこれを防止しようといふふうに考へておるわけでございます。

○安武洋子君 法改正も一つの方法かもしれせん、未処理案件を処理するというには、私のお伺いしているのは、もっと正確にお答えいただきたいので、それはこの累増に伴うほど人員をふやしてなかつたのではないか、人員についてはどうですかというところでお伺いしているのですけれども、いまの人員のふやし方で十分だった、こうお答えなんでしょうか。

○政府委員(齋藤英雄君) 現在の商標の審査官の増加といふのは、各種の官庁の人員の増加に比べますと異常の増加でございます。したがって、この点につきましては私も努力が足りないといへばそのとおりでございますけれども、私どもは私どもなりの努力をいたしてまいつたわけでございます。しかし、これは商品の類別、一類から三十四類までございまして、人員を主体に、審査官をふやしますと、たとえばある類を担当します審査官の数がだんだんふえて、審査官の担当業務が細分化されるという問題等もございまして、その辺について事務的な問題も、審査官の増加に伴つての問題点が別にございまして、しかしながら、いまお尋ねがございましたように、私どもの努力が足りないのではないかと、いふふうなお尋ねでございますので、私ども努力はいたしましたが、けれども、あるいはほかの役所に比べましてはるかに大幅な増員はしたつもりでございますけれども、

も、その辺十二分であつたといふふうには考えられないと思ひます。

○安武洋子君 だれも努力が足りないとか足りていないとかまだ一言も申し上げておりません。人員が仕事について見合つていたかどうかということ、私は二回もお尋ねして、いまのお答え、それに対する確かなお答えじゃないんです。人員が見合つてなかつたと先ほどのお答え受け取つてよろしうございませう。

○政府委員(齋藤英雄君) この問題につきまして出願の件数が増加することにつきまして、むしろ人員の増加だけで対処することにつきましては、私どもはそうではないといふふうに考へております。したがって、人員の増加だけでこれを処理するといふふうに考へました場合には、それは十分ではございませう。

○安武洋子君 私、法改正も一つの方法であらうといふことを言つております。人員だけで解決をしてくださいといふことも、またこれ一言も先ほどから申し上げてないわけですので、私の言うてゐることもちゃんと受け取つていただきたいと思ひます。人員がやはり仕事に伴つていなかったといふことなら、私は、今後も人員を大きくふやしていただくということがこの未処理案件を処理していく大きな道でなからうかということをおし上げたわけなんです。この点よくおわかりいただきたいと思ひます。

それから私、先日庁舎にお伺いいたしました。ずいぶん大変な庁舎で、廊下でお仕事をなさつてもいらつしやいました。それで大変な膨大な書類、これもまたびつくりしたわけですが、あれほど膨大な書類を扱う、そしていま未処理が大変な、商標制度の存在の意義そのものが問われようかといふほどになつてゐるときにかかわらず、スムーズに処理をしようと思へばもうとスムーズに処理できる庁舎でなければいけない。二つに分かれてゐる、これはもつてのほかだと思ひますけれども、一体あの庁舎についてどのように考へなんでしょう。

○政府委員(齋藤英雄君) 先日御視察をいただきましたあの庁舎の模様をいま御批判がございました。私もいままの庁舎の状況は、これは商標のみならず出願あるいは公報関係、登録関係、特許、実用新案の審査官のいるところ全部含めまして、特許庁全部含めまして十分だとは思っております。これは、私も、庁舎統合の問題を考えていることはその当時申し上げたかと思いますが、そういう問題も含めまして、この環境の整備にはさらに一層努力をいたしたいと思っております。

○安武洋子君 いやいま現在、その庁舎はどういうふうな進展状況になっているのか。それから、いつまでに竣工されるのか、この時期を明示してください。

○政府委員(齋藤英雄君) 現在の庁舎が二つに分かれておりますことは御指摘のとおりでございます。そのために非常に不便があり、事務効率の効率化が妨げられておるといことは御指摘のとおりでございます。私も、一日も早くこれは統合するようにしていただきたいと思っております。

それで、やや事務、技術的なことをちよっと申し上げますが、この庁舎をつくります予算は、これは建設省の予算でございます。それでわれわれの方で、と申しますか、特許庁よりむしろ通産省でこれは建設省に予算を要求をいたしまして、大蔵省でいろいろお考えになるとい、そういう次第になるわけでございます。

それで計画は、と申しますと、これは私が実は答えることではないかと思っております。通産省の官房が答えるべきことだと思いますが、それを私の立場で答えますと、現在私どものほうの、いわゆる特許庁の本館と称する古い建物と、新館と称します新しい建物と二つに分かれて入っております。これは御視察のとおりでございます。新しい建物にはおおよそ半分程度の人員が入っていることもございまして、その建物をほぼ半分崩しまして、

その空き地に第三期工事と私どもが俗称いたしております工事計画をいたしておりますが、第三期工事といたしましてそこかなりの程度の大きさのビルをつくりまして、現在通産省の内局が入っております皆様方がそこへ移られて、そのところへいま私どもがおります、古い特許庁の本館と称しますどうか、その人間がそこへ移って新館に全部統合をする、こういう計画に相なっているわけでございます。

この計画に従いまして、私もといひますよりは、むしろ通産省の官房でございますが、官房が各種の計画をつくりまして、建設省と折衝し、予算の獲得に努めておりますが、私も非常に強くその要望を通産省の官房なりあるいは建設省なりに要望いたしておりますが、現在あるいはこ、二年の経済情勢からくる予算の制約がございすために、残念ながら現在までその予算を認められておらない。あるいは一部かつて認められた予算も凍結されたことがございますが、そういうふうな厳しい事態でございましたので、現在のところ実現に至っていないわけでございます。それで、しからば今後どうであるかというお尋ねでございますが、これは私も特許庁の希望をいたしましては、あらゆる機会にこの予算化をいたしたくように通産省なり建設省にお願いをいたしたいというふうに考えております。

○安武洋子君 通産大臣、いかがお考えでしょうか。大臣のお考えを聞かしてください。

○国務大臣(河本敏夫君) やはり事務処理を効率化するためには、いろいろな条件が必要だと思えます。いまの役所ではなかなか能率的に仕事ができないのは当然でありますので、できるだけ早くいま長官も言いましたような方向に持っていきたいと考えております。

○安武洋子君 できるだけ早くという時期はいつですか。

○国務大臣(河本敏夫君) これはまあ何月何日というふうには……

○安武洋子君 言ってください。

○国務大臣(河本敏夫君) いま言えませんが、とにかく諸般の情勢を考えまして、一刻も早く実現するように努力をいたします。

○安武洋子君 先ほどからいろいろなお聞きしましたけれども、庁舎問題でも期日がはっきりしていない。そして私、何よりもこういう法案を審議させていただいてけしからぬと思うのは、法案の審議そのものが本当にできないという状態に私たちが国会議員が置かれていたということなんです。私は、やはりこういう不確かな、先ほどからお答えいただきましたけれども、どれ一つ明確なお答えが返ってこないわけです。だから、やっぱり抜本的な検討を加えた上で、再度国会にお出しになるべきだ、こういうことを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長(林田修紀夫君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時三十七分休憩

午後一時十五分開会

○委員長(林田修紀夫君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き特許法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○森下昭司君 この機会に特許法改正に関しまして、二、三お尋ねをいたしておきたいと思っております。最近の工業所有権制度は、世界的所有権機関を中心として、特に七〇年代に入りまして特許協力条約あるいは国際特許分類協定、また商標登録条約などの締結に見られておりますように、単なる工業所有権制度の国際化という点にとどまらず、急速に国際統一化の方向へ進んでおりまして、さらに日中、日韓など二国間の工業所有権保護問題等も出てくるわけであります。そういう状況下を背景にいたしまして、特許庁とい

たしましては、五十年度の工業所有権行政の国際協力を重要施策に取り上げてお見えになるという前提の中で、まず最初に、国際協力に取り上げられまして日中工業所有権相互保護問題、現在まで中国との国際協力についてどのようになされてきたのか、その経過について最初お尋ねいたします。

○政府委員(齋藤英雄君) 日中間の工業所有権の関係につきましては、一、二年前からいろいろ双方で協力して工業所有権の保護をやるうではないか、こういう話がございまして、双方に何遍とか話し合いが行われております。たとえば昭和四十八年の八月、東京で開催されました日中の貿易交渉でございまして、その場合におきまして、特許を含みます工業所有権全般にわたって、それぞれ相互保護ということの議論が行われたわけでございます。しかしながら、中国と日本とは工業所有権に關しますいろいろな法制に關して、実は制度が違っております点がございまして、それで、中国側は特許と実用新案、意匠に關しましては、国内法を整備するからもう少し待ってもらいたい、こういうふうな御意見がございました。商標に關しましては、これは相互に話し合いを進めようじゃないかということで、私も現在中国側といろいろお話し合いをいたしております。

基本的な方向といたしましては、商標に關しましては、何らかのかっこうで相互に登録商標そのものを保護するということでは実質的な合意に達しております。ただ、その技術的な方法、どういう範囲のものをどういうふうな保護するかということに關しましては、双方の国の法制がやや違っております関係で、調整を要する問題ではなからうかと存じております。

○森下昭司君 そういたしますと、まず実質的に商標の点については合意に達しておる、ただ実施段階においては、まだなお調整の要があるというお話ですが、特許、実用新案、意匠等の問題については、中国側の国内法の整備がおくれている。いわば日本の場合には障害になるものはないというふうな御答弁がありますが、間違いありません。

せんか。

○政府委員(齋藤英雄君) 本件につきましては、いま申し上げましたようなことでございまして、中国側の特許法あるいは等の問題につきましても、あるいは中国では発明者証制度とも俗称しておりますが、そういう制度があるようでございしますが、法制が変わって通っておりますために、お話し合いをするににつきましては中国側がちゅうちょされたというのとは異なる事実でございます。

○森下昭司君 この問題で中国側にもしも障害がないと仮定をいたしますと、日本側はそれに対して十分対応できる体制というものがあつて、

○政府委員(齋藤英雄君) 中国側と日本側と制度が多少違うことは申し上げたとおりでございます。その前提のもとにおきまして、相互に発明なり法案なり意匠なりそういうものにつきましても保護をするということ、私どもは中国側と真剣にお話ししたいという意向を持っております。

○森下昭司君 私は、午前中の質疑にもありましたように、言うならば国際化の問題の中でわが国のいわゆる審査制度でありますとか、あるいは審査体制と申しますか、そういうものが非常にうまくおこなわれているかどうかというような指摘がありまして、いわゆる審査件数がウナギ登りに累積して残されておるんじゃないかというようなお話があつたわけなんです、仮にこの中国側の国内法等の整備がなされたときに、新しいまた要素として加わってくるわけでありまして、そういうことを考えてまいりますと、先ほど申し上げた幾つかの国際協定なり条約の対応策、そして新しく日中、日韓というような問題についての対応策が出てくるわけなんです、そういうものを含めてわが国においては対応できるだけの体制というものができるといふかというのを聞いておるのであります。したが、重ねてその点についてお尋ねいたします。

○政府委員(齋藤英雄君) いまお話がございましたように、日本は出願が多く、かつ累積の案件も一般的にございます。ただ、特許、実用新案に関

しましては数年前に比べて実は累積案件は逐次減少しつつある状態でございます。商標は実は逆な状態でございます。そういう状態でございまして、二国間の話し合いを申し上げます場合には、その辺の前提も含めまして話し合いをいたしたいと思っております。ただ、二国間の話につきましても、それが非常に大きな障害になるかどうか、まだ具体的な話になっておりませんので、わかりませんが、私どもはその辺はそうではないのではなからうかと思ひます。しかしながら、国際条約に入ります場合には、いろいろその問題につきましてもはわれわれの方で早急に改善しなければいけない問題はございます。

○森下昭司君 いま特許とか実用新案の問題について審査件数が減りつつあるというお答えであります。これは前回の改正の際に審査請求権という問題から一応そういうような現象があります。昭和七年から十一年の特許の件数を一応指数で一〇〇といたしますと、昭和四十八年は九三・四、いわゆる九倍以上に件数というものはウナギ登りに上がつておるわけなんです。したがって、審査請求権がいわゆる要求され、むしろ逆に言うならば、審査体制が非常に即応できるような体制下にありますれば、私は、さらにいわゆる審査請求権という制度よりも事実問題といたしましては、出願件数そのものが審査件数になり得るというようないふ感じにしろあらずでありまして、実際問題として現在はややいまい申し上げた減少しつつありますが、ここ数年には再び審査請求権が出てまいりますれば、審査の件数というものはふえる傾向にあるのではないかとこのように感じておるんであります。そういう意味において対応策の点について十分にひとつ対応されるように、私は希望をまず申し上げておきたいと存じます。

次に、特許協力条約の問題であります。これは一九七〇年六月に締結された問題で、一応署名国は三十五カ国と聞いておりますが、間違いありませんか。

○政府委員(齋藤英雄君) お話のとおり、三十五カ国でございます。

○森下昭司君 この三十五カ国が調印をいたしまして、今日現在、いわゆるPCTを批准をいたした国はどの国でございますか。

○政府委員(齋藤英雄君) 現在PCTの批准した国は三カ国でございます。名前を申し上げますとマダガスカル、セネガル、トーゴ、三カ国でございます。

ただ、つけ加えていただきますと、これはPCTの批准と、それから直接署名をしない、直接加入という道もございますので、両方ござい

○森下昭司君 加入国も四カ国、しかも中央アフリカ、マラウイ、カメルーン、チャドですね。いわゆるアフリカ関係が非常に多いのであります。本来署名をいたしましたヨーロッパ、日本あるいはアメリカというような主要な国がまだ批准も加入もしていないわけでありまして、これは署名国が批准が終わると見込まれるのはいつごろになるのですか。

○政府委員(齋藤英雄君) これはほかの国の事情がいろいろございするために、非常に先行き見通しを立てることはむずかしいのでございますが、一例といたしましてヨーロッパ諸国の例をとりますと、ヨーロッパ諸国は、現在ヨーロッパだけの特許条約をつくろうと思つて努力をいたしております。すでに一九七三年、昭和四十八年の十月にはいわゆる第一条約と言われておりますヨーロッパ条約が採択をされております。それに伴ひましていろいろ国内法の改正を考えているようでござ

います。なお、それ以外にヨーロッパではEC諸国だけで第二条約と申しますか、こういうものも考えておりますが、これは諸般の事情によりましてまだ進んでいないのが現状でございます。

それで、聞きますところによりますと、ヨーロッパ諸国はヨーロッパ特許条約の成立と申しますか、それと相前後してPCTに加入をするのがしかるべきではないかという意見が多いように聞いてお

ります。○森下昭司君 同様にアメリカにおきましても、PCT批准というのは上院において通過をしたと聞いておりますが、現在はそのような状況下にあるのですか。

○政府委員(大谷幸太郎君) お答え申し上げます。先生おっしゃいましたように、アメリカにおきましては、PCTは上院を通過いたしました。その後大統領の署名を得て、それから批准をするというところになるわけでございまして、見通しをいたしましては、ことしの中ごろ、遅くともことし一ぱいには批准するであろうというように言われております。

○森下昭司君 いまお話がありましたように、三十五カ国が調印をして、しかも批准をした国が三カ国、これも非常にアフリカ関係の後進開発国ですね。それから加入もアフリカの四カ国でありまして、それから後進地域の非常に強いところだと思ひます。したがって、ソ連を初めいたしましてヨーロッパ地域並びに日本、それからアメリカなど、要するに、非常に先進地域の関係におきましては批准がすぐれておるわけでありまして、これは一体どういふことが一番大きな原因でよくれているとお考えになつておるのですか。

○政府委員(大谷幸太郎君) 特許協力条約につきましましては、先ほど先生もおっしゃいましたように、昭和四十五年、一九七〇年に条約が締結されたわけでございます。その後、諸般の準備を各国とも進めているわけでございまして、条約には条約自体、それからルール、規則でございますが、これがございまして、これは昭和四十五年の時点でセットをしたわけでございまして、ただし、いろいろの運用問題、特に国際調査と申しますが、国際サーチの問題、この点につきましてはサーチの資料の問題、特に非特許文献の選定というようないふ問題もございまして、それからそういったドキュメンテーションの問題、さらには規則の下にアドミニストレーティブインストラクションと申します

が、行政細則というものをつくる。行政細則をつくるためには、その四十五年以降の時点において毎年会議を行ないまして詰めているわけでございませうけれども、そういったルールよりも細かい行政細則、これをセッティングしなければいけないという問題もございませう。したがって、四十五年以降毎年会議をやっておりますが、先ほど申し上げましたアドミニストレーティブインストラクションでございませう。これは実施細則と訳しております。訂正いたします。そういうことで、四十五年以降、毎年各国が集まりまして、そういったドキュメンテーションの問題やら、あるいは実施細則の問題、こういったこといろいろと検討いたしております。したがって、その辺が実施細則もまだセッティングしておりませんので、したがって、全体的にまだ準備中という段階でございませう。

○森下昭司君 今回の特許法改正の大きな主眼は、いわゆるPCTの批准に備えまして、国内体制の一環といたしまして、国際的な観点から多項制、あるいは物質特許制度という改正が提出されておるわけでありますが、いまお話がありましたように、四十五年以降毎年会議を開いて、規則の下の実施細則すらまだ煮詰まっていないうような状況下で、主要な各国がいわゆる批准を見合せておるといふようなときに、わが国だけが、と言つと非常に語弊がありますが、わが国がそういった国際的な観点の中から多項制や物質特許制度の開設をするといふようなことは、やや私は、言うならば全体を見きわめずして見切り発車のようになつておるのじやないかという感じがいたしまして、非常に将来、運用問題等において大きな危機をはらむのではないだろうかという心配があるわけですが、この点、実施細則と本改正案との関連についてお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(齋藤英雄君) 今回、わが国が多項制を採用したと思つておりますものは、いま先生お話がございましたように、PCTとの関連が

ございませう。それで、PCTは、言うまでもなく条文とそれからルールといひます、いわゆる施行規則がございませう。で、施行規則の段階までは固まつております。それで、いま技監が申し上げましたのは、いわゆるその下の細則につきまして議論が固まりつつある段階でございませう。今回私も提案をいたしております多項制は、いまのルールと申しますか、その施行規則の段階等もよく勘案をいたしまして、それと一致するようなことで私どもの方は提案をいたしておるわけでございます。なお、細則はその制限のもとで、実際にどういふふうにするかといふいわゆる運営要領のようなものでございませうので、ルールよりはすれたようなことではないと考えております。

なお、私も多項制を採用いたしますのは、そういう問題が一つございませうが、それと同時に、国内的にも、いま先生御指摘がございましたように、たとえば特許権の範囲がはつきりするとか、あるいは出願人の対応が容易になるとか、いろいろそういうふうな利点もございませう。そういうふうなこともございませうので、なるべく早く多項制を採用いたしたいと思ひます。

なお、蛇足でございませうが、諸外国はほとんど全部、現行法は現在でも多項制でございませう。

○森下昭司君 お言葉を返すようで恐縮でありますけれども、施行規則が固まつておるので、そのルールに従つて実施細則を決めるんだ、だから、わが国の国内法の改正は施行規則が固まつた段階でやつたつて差しつかえないではないか、ルールが決まつておる以上、大きなルールからはずれることはないんだというお話であります。施行規則のルールが決まつておるにもかかわらず、今度は四十五年以降何年たつても実施細則が決まらないといふのは、これは長官のお話とは逆に、ルールは決められたけれども、そのルールを今度はどう走つていくのか、歩いていくのか、あるいはこれはどういふふうにとつていくのか、実際の運用はやりませうけれども、実施細則が決まらないといふのは、私はやはり大きな問題点がそこ

あるからだといふふうには理解せざるを得ないんでありまして、各国が多項制をとつておるから、おれの方で多項制とつたつて差しつかえないじやないかといふようなことは、私はやはり問題を残すだけだと思つておりますが、この点を重ねてお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(大谷幸太郎君) 先ほど私答弁申し上げましたように、条約、規則はすでにセッティングをいたしております。先生おっしゃいましたように、実施細則、目下各国が集まつて検討中でございます。実施細則と申しますのは、これはルール、規則の中で非常に細かい問題、これを実施細則にゆだねるというふうな個所が数箇所ございまして、そういったことを受けまして検討しているわけでございます。したがって、たとえば様式の問題とかあるいはさらに細かくは願書番号の記載方法であるとか、そういった細かい問題を検討しているわけでございます。

多項制でございませうけれども、多項制につきましまして、これは条約、特に規則でございませう。ルールの中で明記してございまして、多項制自体の問題は、実施細則の問題ではございませう。実施細則は先ほど申し上げましたような非常に細かい問題、これを詰めている、そういうことでございませう。

○森下昭司君 いずれにいたしましても、非常に問題が複雑でありまして、私は、やはり施行規則として一つの基本的なルールがきまつておるにもかかわらず、細かい運営の問題についてまだ完全な意見の一致を今日までも見ることができなかったといふのは、非常に多くの問題をはらんでおることを逆に証したといふのではないかと思ひます。

そういう点で、いろいろな問題があるようでありませうが、一体この条約はいつごろ発効になる見込みだと思つておられるのか、お尋ねいたします。

○政府委員(齋藤英雄君) お答えいたします。先ほど申し上げましたようなヨーロッパ諸国の

状態なりアメリカの状態でございます。したがって、これはいつごろかということを見通すことは非常に困難かと思ひますが、大胆に考えますれば、おおむね昭和五十三年ないし五十三年前後と考えるのがばあ至当ではなからうかといふふうな考えをもちます。

○森下昭司君 後ほど、この条約の発効の問題と、いろいろな関係につきましては具体的に後ほどお尋ねをいたしますが、昭和五十三年前後だといふお答えであります。果たしてわが国にそれだけの対応性があるかどうか、非常に問題が私は残されておるのではないかと申すのでありますが、これは後ほど細かくひとつ御質問いたしたいと思ひます。

そこで、先ほどちよつと長官がお答えになつたのでありますが、このような多項制などの改正案によりまして、また、この条約を批准することによりまして、一体わが国の出願人並びに日本の特許庁が受ける利益といふものはどこにあるのか、ひとつ具体的ににお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(大谷幸太郎君) 特許協力条約のメリットでございませうけれども、これは条約自体が言つておりますのは、一つは、出願人サイドのメリットでございませう。もう一つは、特許庁サイドのメリットがございませう。

第一の出願人サイドのメリットといたしましては、一つの出願で各国を指定して出願できる。それからその書類の書き方でございませうが、これは統一される。PCTで決められたとおりに書けば、相手国へ参りまして、そこで拒絶になるとか、あるいは無効になると、そういうことはございませう。したがって、一つの出願で各国に出願できるというメリットがございませう。これは翻訳の問題はまた別でございませうが、書き方はとにかく統一されるというところでございませう。

それから、第二のメリットといたしましての特許庁側のメリットでございませうが、この点につきましては、特許協力条約では国際調査機関という

リス、西ドイツ、フランス、スイスの五カ国が
ざいます。このうちで米国、それからイギリス
西ドイツにつきましては、一九二〇年から最近

で整備をいたしております。したがって、残っているのはフランスとスイスでございますが、フランスにつきましては一九六〇年から一九七四年までを整備をいたしております。したがって、フランスのそれ以前の分、それからスイス、これはまだでございますので、その分につきましては今後整備をするということでございます。

なお、先ほど申し上げたソ連でございますが、数値がちょっと間違えたと思っておりますので、修正させていただきたいと思っておりますが、ソ連につきましては、一九六九年から一九七四年までの英文抄録、カードでございます。

以上でございます。

○森下昭司君 いまお話がありまして、日本もどの程度か存じませんが、一応六カ国は完全に終わってしまった、つまり一九二〇年から少なくとも今日一九七五年でありまして、この少なくとも三、四年分は全部終わってしまったという国は七カ国の中で、いまの御報告からまいりますと、部分的には集まっているけれども、全部終わってしまったという国は一つもないというふうなものであります。間違いないと思いますか。

○政府委員(大谷幸太郎君) 先ほど申し上げましたのは、順序がちよつと逆になりました、特殊な例から申し上げたのでございますけれども、大きなところから申し上げますと、米、英、西ドイツでございますが、これは、ミニマムドキュメンテーションは一九二〇年以降ということでございまして、この三カ国につきましては一九二〇年以降整備をいたしております。

○森下昭司君 そういたしますと、件数とかいろんな問題になるのですが、一応いま七カ国のお話がありましたが、最小限の資料の整備という点については条約発効までに完全にできる、そういう確信を持っておみえになるのかどうか、最後にお尋ねしておきます。

○政府委員(齋藤英雄君) 書類整備の詳細につきましては、いま大谷技官からお答え申し上げたとおりでございます。先行きの問題につきましては、

残っておりますところもございまして、私どもは条約が発効するまでの間にこれを整備するように計画をつくりまして進めております。なお、この問題につきましては、当然予算にも関連のある問題でございますので、そういう問題も含めまして、私どもは整備するという目標で計画を進めている次第でございます。

○森下昭司君 長官、いま答弁の中に、計画を持って進めているんだというお話があったんです。ですから、計画を持って進めているんなら、私の質問に対しては、五十二年と予想される条約発効の期間までに最小限の資料を整えるだけの確信があるかと聞いています。計画がございまして五十二年はこういたします、五十二年はソ連の一九二〇年から四〇年分について整備をいたします、五十三年度は発効時にはかくかくどおり完成をいたします、そういうお答えをいただかなくちゃならぬと思うんです。計画がございましてということなら、その計画を出してください。

○政府委員(齋藤英雄君) 現在いま私どもの手元にその各年次別の計画の資料は実は持ち合わせておりませんが、いま確信があるかというお話でございますので、私も確信を持って進めております。

○森下昭司君 時間がないので、それでは各年度別の計画の資料については、別途委員長を通じて御提出をいただきたいと思っております。そこで次に、先ほどお話がありました、たとえばサーチレポートをこれは出願人が提出いたします、その報告に対する義務、一定の期間が掲げられておるわけです。私の知る限りでは三ヶ月間という規定が掲げられておりますが、このタイムリミットに應じられるように、問題はいろいろ審査官なり、あるいはまた事務を処理する人的配置が必要になってまいりますが、そういうものの計画というのはあるんですか。

○政府委員(大谷幸太郎君) ただいま先生おっしゃいましたように、サーチレポートの作成期間

三カ月につきましては、おっしゃるとおりでございます。そのほかにPCT関係のこれはいままでにない出願を扱うわけでございまして、事務系の職員の問題もございまして、審査官につきましては、三カ月の期間というものは、これは私も考えておりますのは、確かに精神的な圧迫になると思っておりますけれども、しかし、サーチにかかりましたら、これを一カ月も続けていくということはないわけでございます。要するにいつかはサーチをしななければいけない、その時期を早めるということ、精神的な面はともかくといたしまして、その三カ月の期間に対するロードの問題というのは、それだけの面ではいまのところは考えておりません。要するに全体のサーチのロードの問題といたしましては考えておりますが、期間の問題については、精神的な面はこれはよくわかりませんが、ロードの問題としてはそこそこは要素としては入っております。

それから事務系の問題でございますが、事務系につきましては、これはやはりそういった特殊な出願、従来なかった出願が出てくるわけでございまして、その辺の体制整備、これは今後PCTに私も入るまでに十分に体制整備をしたいと思います。そういうふうな考えております。

○森下昭司君 いまお話を聞いておりますと、非常に私は十分な対応策だと思っております。先ほど私は、総括的に対応策はあるのかと言ったわけでありまして、たとえばいま申し上げた国際調査機関の設置、これはもう義務づけです、簡単に言えば、PCT批准の一つの前提条件と言ってもかまわないんです。それがお話を聞きますと、一応最小限資料の整備については計画を持っています。これはいまここに持ち合わせがないから、本当は質問は続けられませんが、時間の関係で私やりますが、後ほど資料を見まして、別な機会に、またあればお尋ねいたします。そして、たとえばサーチレポートのタイムリミットの問題を出しまして、人の確保、それから事務官や審

査官の確保、配置の問題、具体的な計画がない。これで長官、五十二年発効を前提として特許庁がPCTに対する対応策を具体的に持っているというふうにおかれれば理解できるでありましょうか。先ほど指摘したように、国際協力、国際統一化の方向に向かって、しやにむに、体制はともかくとして、国内法の改正も強行して突っ走ろうとする姿勢がそこに出ておるのではないかと思うのであります。問題は、長官が先ほど最後にお答えになりました人と予算です。

大臣にお尋ねいたします。

問題は、いま長官お答えになったように、対応策は具体的にできていない。特に人の問題についてしかりであります。この点について一応国際調査機関の整備について、発効までに必ず人及び資料を含めて整備でき得る、対応策はでき得る、体制ができる予算を必ず確保する、そういうお考えの上に立って、この問題についての大臣の所見を私は伺いたいと思っております。

○国務大臣(河本敏夫君) そのような方向で努力するつもりでございます。

○森下昭司君 そのような方向で努力するのじゃなくて、はっきりとやるとお答え願わなければ、これは国際的な問題になるのです。国内的な問題じゃないんです。条約に調印して批准して、国際的に義務を負うんです。その国際的な問題を、ただ単にそのように努力する見込みですなんて言われて、私も黙って引き下がるわけにいきません。現に長官自身が、問題があるということとをいま明らかにしたでしょう。この点について私は、やはり国際的な問題として、いわゆる五十三年に発効を予定しているのだ、見込んでいますんだという前提に立つならば、この五十三年度までにあらゆるものを整備して対応できる体制を整えねばならぬと思うのであります。当然であります。でありますから、大臣の明確な答弁を要求いたします。

○国務大臣(河本敏夫君) そのような体制をつくります。

た改正会議におきましていろいろ意見を述べまして、できるだけそれを精密にしていこうという方向で考えております。

○森下昭司君 いま言ったように、非常にこれも多くの問題点があるということだけは、やはり絶えず関心を持ってやっていたきたいし、また、そのための対応策も強くひとつ私は希望しておきます。

このIPCの発効というものはいつごろになる予定ですか。

○政府委員(大谷幸太郎君) 国際特許分類のストラスブル協定の発効でございますが、これはすでに所定の国の批准、あるいは加入がありまして、ことしの十月に発効ということをお願いしております。

○森下昭司君 これは大臣、さっきのいわゆるPCT問題と一緒にありますが、発効はされましたが、日本の体制はいまお聞きのような貧弱な状況なんです。これは私、やはり人と予算です。まあさっきのように人と予算、ここで出せとは申しません。しかしこれは申し上げましたように、非常に重要な問題でありますから、大臣もひとつ大いに関心を持って特許庁に対し配慮していただきたいということを大臣に希望しておきます。

次に私は、前回の改正の際の附帯決議として新しく新規性調査機関として設けられました日本特許情報センター——ジャパティックの問題について、まず最初にお尋ねをいたしておきたいと思ひます。これはもう時間の関係もありますので、端的にお尋ねをいたします。

まず最初にお尋ねをいたしますのは、予算関係についてであります。四十八年度の予算並びに四十九年度の予算を見てみまして、特にその収入面におきまして、いわゆる事業収入よりも事業外収入が上回っているのはどうしたことなのか、この点について最初にお尋ねいたします。

○政府委員(齋藤英雄君) 現在日本特許情報センター、俗にジャパティックと呼んでおりますものの収入についてお尋ねがございました。現在やっ

ております事業は、いわゆる特許関係の技術情報をコンピュータで処理をいたしまして、これを検索をする検索システムサービス、こういうものをやっておりますが主眼でございます。しかしながら、この特許分類、特許文献のいわゆる解析あるいはそのデータの蓄積というものにつきましては、非常に時間と経費を要するものでございます。

しかもこのデータは、ある程度の量を蓄積ができませんと有効に利用するということがなかなかできにくいものでございます。かつ民間のサービスをやっておりますことはいまお話しのとおりでございますが、それにつきましても、相当量の蓄積がありまして後に初めて有効に利用できるものでございますので、その間、現在はそのデータの蓄積に非常に大きな費用がかかっておる関係で、収支関係が合わない状況になっております。そのデータの蓄積関係につきましては、したがいまして事業収入というよりも、他のところからの収入でまかなつておる、これが現状でございます。

○森下昭司君 この四十八年度、政府からジャパティックに対して事業を委託しておみえになります。この委託されております事業の総経費は幾らですか。

○政府委員(三枝英夫君) 四十六年当センターが発足以後、このセンターの仕事としてやりますいわゆる検索業務の中で、第二検索業務というのがございまして、それにはいわば若干内容に入りまして、単なる書誌的事項だけでございます。内容に入つた形での検索業務ということになっております。そのための整備費用としまして、政府補助金が四十六年度以降大体三千三千万から三千三百万見当のものが出されてございます。

○森下昭司君 私の言うのは委託事業で、あなたの方から出している委託してある事業だ。

○政府委員(三枝英夫君) 委託事業としては特にございせん。

○森下昭司君 あなたの方から出している、委託されているでしょう、ジャパティックに。ジャパティックが受託している事業、ないはずないじゃない。

ない。

○政府委員(三枝英夫君) ただいま申しました第二検索業務は委託事業ではございせん。ジャパティックの事業に対して三分の二の補助で政府補助金を出すということでございまして、ジャパティックそのものに対する委託業務といたしましては、特に政府からの金というものの裏づけということではございせん。ただ、実質的にインバドックという国際関係の機関ができてございまして、それとの関係におきまして、データに蓄積しました書誌的事項に關しますデータの交換ということとインバドックとの協定に基づきまして、政府にかわつてジャパティックを通じてやっております。これが実質的な意味での委託業務と申し上げられると思ひます。

○森下昭司君 私は、内容よりも金はどうしているかと聞いている。インバドックだけの事業じゃないのです。特許情報協力事業というのを委託しておみえになります。通産省の委託により、公開特許公報の中から、発展途上国向けのものを選択し、これを英文抄録化して発展途上国へ送付する、こういうものを御委託になっているんじゃないですか。私の質問は、このことを聞いているのじゃない。委託事業があるはずだ。その委託事業というのは総額幾らだと、金額を聞いているのですよ。金額を答えなさい、しかも片手落ちの答弁するなんて、けしからぬです。

○政府委員(三枝英夫君) 大変失礼いたしました。貿易局の方の所管事業といたしまして、海外の主として後進国に対しまして、後進国向けの日本の特許につきましても抄録サービス、英文にしたものを出してやらしていただいております。

○森下昭司君 金額——金額わからぬか。

○政府委員(三枝英夫君) いますぐ調べまして、早急にお答えいたします。

○森下昭司君 このジャパティックは、いわゆる事業計画の中でいろんなものをやっておりますが、調査サービス部門が四十八年度事実上行われ

ておりません。これはどういう理由からお尋ねいたします。四十八年度でいいです。——所管外でわかりませんか。所管外ですか、ジャパティックは。これ、ちよつと大臣にお伺ひします。大臣でもわからぬかもしれないけれども、この財団法人は通産大臣の認可でできたんですから、この財団法人の管理・監督は通産省の中の当該監督官庁がやっているはずですよ。

私は、日本特許情報センターは特許に関するところで、事業は特許関係ですから、本来ならばこの財団法人の管理・監督は特許庁が行うのが妥当ではないかという考え方を持っておるのでお尋ねをいたしておるんでありますが、そういう考え方は間違ひですか。

○政府委員(齋藤英雄君) 日本特許情報センターの監督につきましては、特許庁が第一義的に責任を持っております。

○森下昭司君 そうだとすれば、いま私が、四十八年度の調査サービスが行われていないのはどういふ理由かと言つたら答えられるはずですよ。これは常時監督していないということじゃないですか。やりつ放し、ほかりつ放しじゃないですか。

○政府委員(三枝英夫君) 先生のおっしゃいます調査サービスは、検索サービスということであつたわけだ。了解いたしておりますが……。

○森下昭司君 違う違う。検索サービスということでは……。

○森下昭司君 検索サービス、抄録サービス、調査サービス、複写サービス、資料閲覧サービス、サービスが分類されているんです。その中の調査サービスです。これはジャパティックの四十八年度事業報告書です。

○政府委員(三枝英夫君) 民間企業からの調査依頼に基づきます受託調査によりますサービスということでございますが、これは遺憾ながら、事業としては計上されておりますけれども、実績はまだ受注がございせん。ほとんどやっていないに等しいという状況でございます。

○森下昭司君　そこが違ふんだ。民間から希望がないのか。私はわけを、どうして調査サービスが行われなかったのかと聞いているんです。

○政府委員(三枝英夫君)　これはいろいろなまだ事情があるかと存じますけれども、検査サービスの方はとにかく相当実績を上げてきてございしますが、それを一歩突っ込みまして民間の受託に応じたような高度の加工した資料についての調査依頼に基づきますサービスというのは、まだ体制が十分でないという事情もございまして、それに応じた需要がまだ伴ってきいていないということに解しております。

○森下昭司君　私は、これは全く四十五年改正時の附帯決議の趣旨を本当に特許庁が誠実に、誠意を持って履行しようとする態度じゃないというふうに実は思っている一人であります。いま申し上げましたように、たとえば、予算決算の関係をながめてみましても、昭和四十八年度の収支決算をながめてみましても、事業収入は五億三千三百六十七万円を予算化したしまたけれども、実際には四億五千六百三十八万八千九百円でありまして、事業外収入また六億二千九百九十四万八千九百円を予定いたしまして、これは若干寄付金が多うございまして、一億円ほど多いような経過になっております。言葉をかえて申しますと、本来の事業はおろそかに、そして、先ほど申し上げた自動車振興会とかあるいは大きな会社や工場などの寄付金に依頼してジャパティックの運営が行なわれているということを決算は物語っているわけでありまして。

私、この点についてひとつ本当に特許庁長官にもお尋ねをいたすわけでありまして「日本特許情報センター(JAPATIC)の設立」の第一ページの最後段に、「また、昭和四十七年十月三日付總理府獎勵局長から「褒章条例二閣スル内規」第二条(公益団体に私財を寄付した場合に、褒章条例に依り表彰することがある)に該当する公益団体としての認定を受けております。」その前段として「日本自動車振興会等からの多額の補助並びに産業界からの多額の寄付をいただいております。」

そうしてまた続くのですよ。これは全く自主的な運営を放棄いたしまして、褒章条例をえきにして大企業や大工場から寄付金を取っておる、このジャパティックを運営しておる。これがいわゆるパンフレットに明らかではありませんか。こういう運営の仕方は好ましいとお考えになるのですか。

イギリスのロンドンにありますダーウエント、あるいはアメリカのワシントンにありますIF社、これは民間の調査機関です。情報センターです。これは企業として成り立っているんです。全く私はいま、調査サービス部門を一つ取り上げて問題にいたしましたけれども、決算面からまいりましても寄付金が予算額より多い、事業収入が予算額よりも一億円も少ない。これは明らかに、ジャパティックが大企業とともに手を組んで特許情報をながしにしている。全く私は、四十五年の国会における附帯決議を無視しておる、こう言っても過言ではないと思うのであります。こういう状態を好ましいとお考えになるのか、好ましくないとするならどう是正していくのか、大臣のお答えをいただきたい。

○国務大臣(河本敏夫君)　この機関は、昭和四十五年五月十二日の委員会の附帯決議の趣旨に基づきまして四十六年に設立された機関でございますが、きわめて特許行政に果たす役割りというものは重要なものがございまして、運用の面につきましてもいろいろ御指摘がございました。十分運用の内容を検討いたしましてその育成強化、本来の趣旨に沿いまして運用いたしますように十分配慮をいたしたいと思います。

○森下昭司君　それは実際私はそういう当たりさりのないとお申ししますが、通り一遍の答弁じゃ納得できないんです。役員の名前を「一国会の場ですから申し上げませんけれども、会長、副会長、これは日本で名だたる財界人ですよ。そうして常任理事が規約によりまして二十名、理事が五十名、七十名ですね。私の調べによりまして、理事会は年に二回開かれておるようでありまして、とにかく

く常任理事、理事合わせますと七十名、常勤理事は四名でありますから、これは比較的規模から申しますと妥当な数だと思うのであります。しかし、このいわゆる常任理事、理事七十名をいかに検討いたしますれば、その大部分が先ほど申し上げました寄付金を出すような大工場、大企業の関係者によつて占められているのではないだろうかというふうには私は考えております。きょうはそれ以上は深く突っ込みませんが、私はそういうような実態等を考え合わせましたときに、大臣のようにありきたりの答弁じゃなく、これは根本的にジャパティックの運営については国会決議の趣旨に沿うようにやはり運営を正し、そうして機構全体を、言うならば洗い直していくという根本的な態度が必要だと思つておりますが、どう思われますか。

○政府委員(齋藤英雄君)　ただいまダーウエント等の例を引いて御質問、御意見がございました。ダーウエントは御存じのように、非常に長い歴史を持って、膨大なデータの蓄積を持った機関でございます。これはそれ自身として実は自主独歩でやっております。残念ながら、ジャパティックは設立以来まだ数年しかたつておりませんので、先ほど申し上げましたように、データの蓄積面一つとりましても、その辺につきましてもは十分な点がございまして、それを補いますためにインパドックその他の国際的なデータの交流、蓄積等をやりまして、逐次実力を高めつつあるというふうに考えておりますが、御指摘のように、現在の状態では事業外収入の方が多いことは事実でございます。しかしながら、毎年の経緯を見ますと、事業収入と事業外収入の割合は、事業収入の方が逐次割合が多くなつてきておるというの、これはまた事実だと思つております。そういうふうな現状を考えますと、今後、私どもとしましては、なるべくデータの蓄積を迅速にかつ確実に行ひまして、真にこれが日本の特許情報の中心的存在となるように、あるいは民間に対しますサービスに対しまして、あるいは特許庁に対します審査の一助としての役割りとしたしめて、そういう方面で

充実をしていくように、私どもとしては及ぶ限り努力をいたしたいというふうに考えております。

○森下昭司君　私は、いま長官の答弁に「一々揚げ足を取るようなことを申し上げたくない」でありますけれども、たとえば事業外収入、これ予算面だけで四十九年度も六億八千七百四十九万五千円というものを計上されている。四十八年度予算案は先ほど申し上げた六億二千九百九十四万ですから、八千万円以上、八千五百万円に近い増です。事業収入はと申し上げますと、四十八年度の五億三千三百六十七万、四十九年度五億八千二百五十万、つまり五千四百八十二万の増です。パーセンテージで比較いたしますと、そう大して差はありません。いま長官の答弁で、年々事業外収入は減少して、事業収入の増大を図りつつあるということが正しければ、このような予算は組まれなかったのではないだろうかというふうに思ふ次第であります。

そこで私は、もう一つ問題点として挙げておきますが、日本特許情報センターは公開特許出願抄録というものを先ほど申し上げましたように事業の中でやりになっている。ところが、別会社、ほかに幾つかの会社がこのような公開特許のカードダイジェストとか、あるいは公開特許TPI抄録だとかいうことで、それぞれほかの会社が発行しておみえになる。これはジャパティックができて三年目でありまして、既存の会社の領域に商圏を確保するためにがんばっているという事業活動がいまから軌道に乗るところでありますから、過去の会社の分野にまでも押し入っているんだというふうな理解をしるうと言えは理解をしないわけにもまいりませんけれども、現実には公開制度の特許出願抄録にいたしまして、ほかの会社が同じような仕事をやって成り立っているという事実、これは私は、やはり日本特許情報センターというものが財団法人組織であるがために、いささか事業活動に熱意を欠いておるような結果ではないだろうかというふうに思ふのであります。根本的な立て直しのために一層の努力を払われる

よう希望を申し上げておきます。

次に、時間がございませんで、本改正案の非常な中心になっております多項制の問題について一度お尋ねをいたしておきたいと思うわけであります。

今回のこの多項制の問題につきましては、非常に出入人等にメリットもあるんだという前提に立ちまして、いわゆる実施態様プラス併合というような改正になったわけであります。こういうような問題について、一体特許法三十六条第五項の「発明の構成に欠くことができない事項のみ」と、今回の改正による発明の構成要件というのとは一体同じなのかどうか、違ふのかどうか、この点についてまずひとつ明確にお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(齋藤英雄君) 三十六条五項の現行法にあります「発明の構成に欠くことができない事項」と、いまお話がございましたのは、発明の構成要件というお話がございましたんですが、発明の構成要件といふものは、俗には発明構成要件といふことをいろいろ言われておりますけれども、厳格な定義というものはございせん。したがひまして俗に構成要件、構成要件といふことはよく言われておりますが、厳密に一致しておるかどうかという点に關しましては、私も現在明確に実はちよつと答えられないのでございせん。

○森下昭司君 そういたしますと、構成要件と、構成に欠くことができない事項というのは同じなのかどうか、あるいは違つてゐるのかどうか、その点について明快な御見解というものは特許庁にはないという理解でいいのですか。

○政府委員(齋藤英雄君) 発明の構成要件といふものに関しまして、私も、発明の構成に欠くことができない事項と同じような意味に使つておる場合もありますし、あるいは厳密に法律的に表現すれば、それはあるいは多少表現としては不十分かもしれないという点も考えられますので、したがいまして、それが法律の意味において全く同じであるかどうかということは、さらに検討を要す

ることではなからうかと思ひます。

○森下昭司君 次に、今回、実施態様という問題が非常に大きな問題になっておるのであります。この実施態様といふものと、今日までの実施例といふものとの違いという点があるのかどうか、あるとすればどういふ点が違ふのか、また同じなのかどうか、この点についてもひとつお答えいただきたい。

○政府委員(齋藤英雄君) 実施態様と申しますのは、発明の構成に欠くことができない事項に含まれております発明の特徴をすべて含みまして、これを場合によりましては技術的に限定し、場合によりましては、これを具体化することによりまして記載をする発明の一つの態様でございせん。

それから発明の実施例とは、発明を現実に実施に移したときにどういふふうな実施されるかといふことを具体的に例として示した事例でございせん。

それで、それにつきまして例を引いて申し上げた方がよろしいかと存じますので、例を引いて申し上げます。

たとえば弱アルカリ性の条件のもとで、メラミンをホルムアルデヒドと反応させて化合物Aを製造する方法、こういう発明の構成に欠くことができない事項があったと仮定をいたします。その場合に、実施態様の場合には、その弱アルカリ性の条件のもとで云々というのを、PH八から八・五のものとメラミンをホルムアルデヒドと反応させて化合物Aを製造する方法、こういうふうな技術的に限定を加えますのが実施態様になると考えておりますが、実施例といたしまして、たとえばですが、メラミンを百二十六グラム、三七％、ホルマリニ二百二グラムを攪拌機、還流冷却器、温度計を備えた反応装置に入れまして、それを温度九十度Cに置きまして、PH八で九十分間反応させて、水及びメタノールに不溶性の化合物Aを二二八グラムを得る方法、こういうふうな非常に具体的に書くのが、それは一例でございせんけれども、実施例と、こういうことに相なるわけでござい

す。

○森下昭司君 いまのようなことでは直ちに即断ができませんが、要するに特許庁長官としては、実施態様と実施例といふのは違ふんだということに強調していまの例を出したというふうなふうに思ひます。私は、実感といひましては、いまの答弁の速度と内容からいひまして、どつちも一緒じゃないだらうかというふうな感じ、なきにしもあらずであります。これはまたひとつ速記録等を見ながら判断をしてみたいというふうな思ひわけでありませう。

そういたしますと、いわゆるこの実施態様の問題は、従来の特許法の施行規則の中に実施例の説明事項といふものの様式が明示されておりますが、実施態様についても同じように施行規則の中にそういうような様式等を御明示なさるのかどうか、それをお尋ねしたいと思ひます。様式16、備考13というやつ。

○政府委員(齋藤英雄君) この様式は省令の一部でございせん。私どもの方でいま考えておりますのは、この様式のいわゆる備考といふことではななくて、省令の本文に記載の方法を詳細に書くといふふうな考えております。

○森下昭司君 省令の本文にお書きになるといふことでありますが、従来実施例といふものは、施行をいわゆる規則の様式16備考13の項に説明がなされてゐるわけでありまして、実施態様をいま申し上げたように省令の本文に記載をするといふことはどういふような意味があるんですか。

○政府委員(齋藤英雄君) 失礼いたしました。いま私が申し上げましたのは、実施態様の記載方法を省令に書くという意味で申し上げまして、実施例を省令の本文に書くといふことはいはしません。もし私の答弁が勘違いでございしたら御訂正をいただきたいと思ひます。

○森下昭司君 そうすると、実施例と同様に、施行規則の中にその様式等の説明の項目を設けられるといふふうな理解でいいんですか。

○政府委員(齋藤英雄君) お尋ねの実施態様の記載方法をどこに書くかというお尋ねだと思ひますが、それは省令の本文に記載の方法を書くといふふうに予定をしております。

○森下昭司君 いや、私の言うのは、その方法はそれでいいんですけれども、今度は文書の形態といふものがあるでしよう。どういふような内容をどういふところに書いてもいい、それは従来、実施例といふものは施行規則の中にちゃんと明確に規定されてゐるわけですから、実施態様になった場合にはそのことはどういふふうにおやりになるのか、従前どおり実施例と同様に、施行規則で書きになるのかどうかというのを聞いてゐるんです。

○政府委員(齋藤英雄君) 実施態様の記載方法につきましては、いま申し上げましたが、省令の本文に書くことと申し上げました。それ以外の詳細な書き方、たとえば例を挙げてブレイクダウンをして、皆さんにおわかりやすくするように例示を挙げて説明をするとかいふふうな詳細なものにつきましては、運用要領によりまして、これは親切にわかりやすく明瞭にしたいといふふうな考えております。

○森下昭司君 どうも時間が不在で申しわけございせんが、また端的にお尋ねいたします。今回のこの改正によりまして、実施態様といふものは権利としては法的にはどういふ位置づけになるのかお尋ねいたします。

○政府委員(齋藤英雄君) 特許請求の範囲の一部でございせんから、当然特許権を判定をいたします。特許の判定をいたしますのは、特許法七十条に技術的範囲を判定する規定がございせんけれども、それによりましてその判定の基礎になるといふふうな考えております。

○森下昭司君 判定の基礎になるといふことは、言うならば特許権と同様の効力を持つといふ意味なのかどうか。

○政府委員(齋藤英雄君) 第一項と通常言われておりますものに書かれます。発明の構成に欠くべからざる事項と、第二項以下に書かれております実

施態様とを合わせまして、一発明として一特許権の対象になるということでございます。

○森下昭司君 私がお尋ねいたしておりますのは、たとえば発明に欠くことのできない条件で、第一項で、第一項で言えば特許のいわゆる許可の対象にはなると。しかしその実施態様の中で若干幾つかの実施態様が出された、クレームが出されたけれども、その一つがたまたま公知の事実の問題を含んでおったということになりますと、全体がだめになるというふうに私は理解をいたしておりますわけですが、しかし、逆に第一項のいわゆる発明に欠くことのできない条件というものが、言うならば何らかのところで拒絶の対象になる。しかし、出された他のクレーム、言うならば実施態様の部分が特許の対象として考えられるという逆の場合もあるわけですね。そうだといたしますと、実施態様そのものも特許と同様に効力を発するものとして事実上です、特許と同様の効力を発するものとして理解していいのかどうかというところをお尋ねしている。

○政府委員(齋藤英雄君) いまのお尋ね、いろいろなケースが考えられますが、第一項に書かれております、俗に主請求項と呼んでおります主請求項と、それに実施態様項というのが仮に二つについておるといたしまして、それで第一項にお話がありましたのは、実施態様項にきずがあった場合、瑕疵があった場合には実施態様項は当然削除しなければ拒絶査定になります。それと同時に、第二項の実施態様項にきずがあるというところは、第二項で示しております技術的特徴は全部第一項に含まれておりますから、第二項に相当する第一項に書かれておる部分につきましては削除するか、削るかいずれかにしなければ、そういう補正をしなければ特許にはなりませんというふうに私も考えます。それが第一のケースでございます。

それから、第二番目のケースは、いまお尋ねがございましたように、第二、第三の実施態様項にきずがなく、第一項の主請求項にきずがある。範囲が違いますから、実施態様項の方が当然技術

的に限定されるので狭いわけですから、飛び出している部分がある。飛び出している部分についてきずがあった場合にどうなるかというお尋ねなど思われる。その場合には、通常の場合には補正の方法としては、その飛び出している部分——公知部分がありまして、その部分だけを削除するという方法が一つございます。そうでなくて、仮にそれが致命的な問題でありましたら、第一項を全部削除しなければいけないというそういうケースもございいます。

その場合にどうするかということが問題じやなからうかと思いますが、その場合には、補正をいたします場合に、二項と三項の実施態様項をくりますようないわゆる中間的な概念がもしありますればそれをくりますと、それを主請求項として二、三の実施態様項を並べるという方法もございいます。もし中間的なそういう概念が見つからないという場合には、主請求項を全部削除しまして、第二項、第三項でありまして、いわゆる実施態様項そのものが、これはそれぞれ、場合によりましてはそれぞれですが、いわゆる主請求項に補正をする、そういうケースもございいます。それから、なおその二と三の実施態様項自身が、これはあまりくどくど申し上げますが、三十八条の併合要件を備えている場合と、備えていない場合ではまたその補正の方法が違います。いろいろ例を述べますと長くなりますので、いまお尋ねの点は以上のような点だと思っておりますので、一応お答えいたします。

○森下昭司君 非常に私は問題のある実はお答えだと思ひます。これは弁理士会等からもいま長官の答えられたような方法でということ意見書が出ているようでありまして、私はいろいろな点で若干の問題点があると思ひます。

ただ問題は、そのことを逆の裏から見ますと、実施態様は特許ではないということにもなるわけでありまして、主請求事項についてだめならば云々ということになりますと、実施態様はこれは特許の対象ではないということにならざるを得ないと思ひます。

思ひます。もしも——いま長官頭をひねっておみえになります。このいわゆる実施態様の数項の事項、主たる項目でないクレームを特許の対象と見るならば、私はまた話は違ってくると思うのでありますが、いわゆる主請求事項を特許の対象にし、それに付随する複数以上のクレームはこれは実施態様というものが多項制の問題点なんです。ですから私は、主請求項以外のクレームを特許とは見ないというふうな理解をしたいと思ひます。そういう理解は間違ひではないか。

○政府委員(齋藤英雄君) 御質問がございました点で、特許と見ないという意味が私不勉強で実はよくわかりませんが、特許権の対象になり得るものであるか、なり得ないものであるか、あるいは特許の権利の範囲内として考えられるのかどうかという、そういう御質問であると……

○森下昭司君 いや、私は逆に言う、長官、一つの特許請求が審査の結果特許としてできたと、一請求のやつがありまして、いま主たる請求が特許になったと、そうすると、数項のクレームを同じように実施態様として認められた、一貫して認められたという場合に、その数項の実施態様は特許という概念の中に入るのかどうかということをお尋ねしているんです。

○政府委員(齋藤英雄君) 特許権の範囲内でございいます。

○森下昭司君 そういたしますと、いわゆる実施態様と、言うならば特許の主たる請求項目と分けるといふことは、私は意味がないというふうな感じもいたすんでありますが、この実施態様そのものが特許として理解できるということは、国際的にはそういう概念で通っているんですか。

○政府委員(齋藤英雄君) 諸外国の制度は、諸外国でそれぞれ制度の持つ意味が違いますから、必ずしも一概には言えませんが、いわゆる全く同じような意味ではありませんけれども、特許請求の範囲、クレームと言っておりますが、特許請求の範囲にかかりました事項につきましては、

これは特許権の権利の中と申しますが、権利の中であることはいずれの国でも変わりがないわけでございます。

○森下昭司君 そうしますと、いわゆる一発明一出願という原則からいいますと、いまの現行法で多項制を採用いたしまして、併合出願ということが認められているわけですが、そのいわゆる一発明一出願、複数のクレームと併合出願との差はどういうことなんでしょうか、具体的に。

○政府委員(齋藤英雄君) 併合出願と申しますのは、言うまでもなく発明が複数ございまして、その複数の発明の間にある関係がある。三十八条の各号に書いてありますが、三十八条の各号に書いてあるような関係のある二以上の発明を一つの出願でできるといふことが併合出願の意味でございいます。

それで、いまの多項制の意味はどうかということでございますが、多項制の通常の場合、三十八条以外の場合を考えると、これは発明としては一つでございまして、一つの発明につきまして主請求項と実施態様項とを行を分けるといふことか、区分していふことか、区分して記載ができるということでございます。ですから、一発明で多項でありまして、要するに、その一発明と他の発明とが三十八条の関係があれば、それはあわせて二発明でも一出願でできる、これが併合出願でございいます。

○森下昭司君 非常に法改正は、それは問題があると思ひます。たとえば、いま言ったように多項制で出された複数のクレームも特許だ、特許の数範囲内に入るんだというお答えがありまして、そして、一面において併合出願は二以上の発明になつていふんです。多項制の中でいけば、私はやはりこれは二つ以上の発明、複数発明だと、特許権の中に入るといふお答えを前提とするならば、複数以上の発明で出されたものだという理解も実は成り立つわけでありまして、非常に問題が多いと思ひます。そしてアメリカ等におきましては、多項制の中におきまして、出されました多くの複

数のクレームのうち、公知の事実あるものはその他問題になりました点についてはこれを削除して、残りの部分について、主たる事項について特許権を認めているというような方法が採用されておりますが、現状等からいいますと、長官が言われたような、国際的な概念に基づきましていま申し上げたものは通用しているんだというふうな理解はなかなかできないところであります。

時間がございませんで、私、大急ぎで物質特許制度の採用の問題についてお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

そこで、まず長官にお尋ねをいたしたいのであります。物質特許制度の問題について答申が出されましたときに、その答申は、いわゆる十九人の人々の意見、つまりヒヤリングが行われまして、そのヒヤリングの中からいろいろな問題点を指摘をいたしまして出されてきたわけであります。そのヒヤリングの各部門別の中で「物質特許制度の国民生活に与える影響」という問題について議論がなされておりますが、この審議会の中におきまして、この「物質特許制度の国民生活に与える影響」等の点について非常に私は討論が不足をいたしております。事実上、言うならば確実な見通しとなされていないのかというふうに考えているわけであります。

たとえば、「物質特許制度の採用により、研究意欲の向上と研究の効率化が期待され、従来見られた防衛的製法の研究などは少なくなるであろう。中小企業も安心して、特定の研究テーマに専心できるであろう」といった意見も述べられ、ております。これは全く私は中小企業の立場を無視したものでありまして、現在の日本の中小企業におきまして、物質特許制度のもとにおきまして事実上研究意欲が向上し、そして、そのための大きな期待が持たれるということとはほとんど不可能ではないかと思うのでありまして、こういう点も非常に審議会の見方が偏見に満ちておるのではないだろうかと思ふのであります。

また、「国民生活に与える影響」の中におきま

て、特許独占が価格の高騰を招くかどうかという点などを含めて、一般的に悪影響はないと陳述されてきた。即ち研究費の効率的な使用が可能になり、研究コストの低下が期待されるからである。全く、この点についてもほんとうの意味の国民生活の直視がなされていない。そして「製品は多様化されており代替品があるために、その間の競争で価格は制限をうける」、また、「医薬品は保険薬価の制度のもとで独占価格を形成し得ない、などの理由により原則的には考えられる特許独占の強力化による価格の高騰という要素に対して、これを打ち消す反対の要素もあることが説明された」と書いてある。これは全く私は現在の実情を無視しておると思ふんです。

もちろん、十九人のヒヤリングはだれか、井深さんというソニー株式会社の社長、味の素の社長、石油化学工業協会会長、あるいは日本化学繊維協会技術委員長、食品特許協会会長、電子機械工業会専務理事、東京医薬品工業協会会長、日本化学工業協会技術委員長、あるいはキッコーマン、森永、こういうふうなこの物質特許制度でメリットのある関係会社のおえら方が出てきて議論をしておるのであります。それから、国民生活に影響ありませんとということに尽きる結論が出てくるのは当然であります。そのいわゆる十九人のヒヤリングを通してものを基礎にして物質特許制度採用を答申しておるに至つては、全く私はナンセンスな答申だと言わざるを得ないのであります。

しかも、発明団体連合会は、この制度によつて巨大企業の寡占化が一層助長されないようにその歯止め措置に特段の留意を賜りたいと言ひ、かつ新規物質の使用・販売については特許法第九十三条の公共の利益を広く解釈できるように運用規定を設けて、利害関係人が何人といへども裁定制度を活用できるようにしろ、しかも六ヵ月以内に裁定しろというような意見書をわざわざこれは特許庁長官あてに提出をいたしておるのであります。全く答申と逆のことを言っている。しかも、後ほど阿具根先生からも質問があるかと存じますが、

巨大企業がいわゆる物質特許制度によりまして寡占化を助長し、その独占価格によつて国民生活に大きな影響を与えることは詳細に説明を申し上げるまでもないことであります。

現に、薬品の問題につきましては、かつて、もとの公正取引委員会の委員であつた有賀美智子さんが、いわゆるイギリスのロッシュ社が行ひました、精神安定剤の専売特許を利用いたしまして大もうけをした、これをイギリスの特許法第四十一条で、公共の利益のためにというので、言うならばその実施権を政府が取つて、そして約四〇〇%の薬価を下げさせたという事実を報道いたしておりました。日本にはそういうふうなものはないと思ふ。

こんなことを考えてまいりますと、非常に物質特許制度によりまして国民生活への影響については甚大な影響があると私は断定せざるを得ないのであります。この点について通産大臣は、この物質特許制度の採用によつて巨大企業の寡占化が促進されないうで国民生活に大きな影響を与えないという自信があるのかどうか、そのことをまずお尋ねいたします。

○国務大臣(河本敏夫君) この物質特許制度の採用ということとは、これは当初この法案を提案をいたしましたときに御説明いたしたところでございまして、最近、科学技術が非常に進歩をいたしておりますので、いろいろな発明等が次から次へ出てくるわけでございまして、国際的にもこういう制度がすでにでき上がつておるわけでございまして、そういうふうな諸般の事情を考慮いたしましてこの制度を採用するということをお願いしてございしますが、これは私は現在の産業の段階、技術水準の段階及び国際的な状態等から見まして、きわめてこの制度を採用するということは適切である、こういうふうな考えております。

○森下昭司君 巨大の産業が、寡占化によりまして大きな利益を得ることは絶対ないという確信をお持ちですか。

○国務大臣(河本敏夫君) あるいは一部の企業が

ともあるかも知れません。しかし、全体の動きをいたしましては、先ほど申し上げましたように、私は世界の大勢、それから技術水準の現状等から考えましてこの制度を採用することがよりプラスである、こういうふうな考えております。

○森下昭司君 答申もその点については非常な心配を実は払つておるのです。答申も物質特許制度を、言うならば採用することを進めておきながら、一方においては、やはり第九十三条に基づく裁定行為、これは通産大臣が行うわけであります。その裁定行為を十分ひとつ運用をうまくやつて、そして問題が起こればとりあえず——私はこんな九十三条ではだめだと思ふのです。だめだと思ひますが、現行法によれば九十三条しかございせんから、独禁法でやろうとすると非常に問題は複雑であります。九十三条しかとりあへないのです。そこで答申は、この九十三条の裁定制度の運用要領の試案というものを提出されております。この点について通産大臣は今日までこの問題をどう検討されたのかお尋ねいたします。

○政府委員(齋藤英雄君) いまお話がございまして「裁定制度の運用要領試案」、これは答申の参考資料として一応出されております。私どもも、これは参考資料ではございませうけれども、いまお話がございまして、裁定制度をさらに効率的に意味があるように運用しろ、こういうあらわれではないかと考えておりますので、この運用要領試案にのつとりまして、さらにこれを工業所有権審議会発明実施部会にも具体的な事項を決めまして諮問いたしまして、これを尊重して運用いたしたいというふうな考えております。

○森下昭司君 この趣旨を尊重して運用いたしたいということとはわかります。私のいま聞いておりますのは、答申と一緒に提出されているのです。試案が、答申の中の物質特許制度でありますとか多項制の問題は、今日こうして国内法の改正として出てきているわけであります。ですから、このいわゆる裁定制度の運用の試案については、どういふ検討をなさつて何らかの成果を得ているのか

どうか、それをお尋ねしているのです。

○政府委員(齋藤英雄君) 実運用要領試案をつくり出す場合につきましては、小委員会におきまして数回にわたりましたいろいろな議論が行われた結果で上がつたものでございます。それでその試案を見ますと、詳細に、たとえば裁定請求書の提出があった場合には、何日以内に答弁書の提出を求めるようにしろとか、そのほか具体的にいろいろ書いてありますが、これは要領の試案ではございませうけれども、このまま私どもが行政上これをもとにして運用するというのも、すぐできる程度に実は試案が成っております。したがって、本問題につきましては、それ以外の問題を多少詳細に私ども規定といいますが要領をつくりまして、それを工業所有権審議会の発明実施部会に諮問をいたしまして、その御賛同を得ましたならば、それをその要領に基づいて実施をいたしたいというふうに考えております。

○森下昭司君 いや、その考え方は理解することができぬのです。私は、答申の中で――なぜこういうものが、国内法の改正だけではほとんどおやりになる。多項制にしても、物質特許制度にしてもおやりになる。ところが、肝心の発明団体等からも希望があり、私ども国民生活に大きな影響を与えておるわけです。そういう問題を救済するのは、現行法では九十三条しかありませんから、この裁定制度について運用をうまくやってもいい。そういうことをこの審議会の答申の中に付記しているわけですね。それを国内法の改正だけではほとんどおやりになる。試案だけではいまだ申し上げたように、発明実施部会にこれから諮って、さらに細かく検討して、了解を得られれば実施をしたいと思えますよというところでは、私なんか答申を――○%尊重しようとは申しませんが、いわゆる答申の受け取り方に片手落ちがあるのではないかと。私も一番問題にしているのは、国民生活にこの問題が大きな影響を与えないかという立場に立つて問題を考えましたときに、国内法の改正よりも、あるいは国内法の改正と付随して、同時に私は

九十三条の救済の裁定の運用規定というものが、発明実施部会で了承をされて、かくかくの状況で大勢としては整っておりますよというように行政を進めていく方が妥当性があるのではないかと。うふうに思うのでありますが、一体この点について、発明実施部会に諮って了承を得られるのはいつごろですか。

○政府委員(齋藤英雄君) 私どもは、この運用要領試案は、言うまでもなくこの物質特許制度の改正法案が成立をした後における裁定制度の運用であるというふうなことを考えておりますので、この法案が成立をいたしました後には、速やかにこの裁定要領試案をもとにしました要領をつくりまして、諮問いたしたいと考えております。

○森下昭司君 速やかじゃ困るんですね。一方に、おいて国内法の改正は、きょうこの委員会を通過すれば、間もなく参議院の本院議決を通じて今度は衆議院に回ります。施行も間近です。それをやれば施行されるまでの間に、いわゆる裁定制度の運用要領をつくらねばならぬねば困りますよ。それは提出できますか。

○政府委員(齋藤英雄君) この要領につきましては、本法案が両院と申しますか、国会で御承認をいただきました間に発明実施部会に諮問をいたします。

○森下昭司君 そうすると、いま言った実施部会です。これはちゃんといまお話がありましたように、この施行に間に合うように開いていただいで、そして出していただく。ちょっと私非常に恐縮であります。もしも発明実施部会におきまして何らかの苦情が出たり、あるいはそこまでもと成案がまとまらないというふうなことも予想せざるを得ない場合があるかもしれません。いろいろな意見の方がお見えになりますから。そういうような場合には、特許庁としてはどう対処なさいますか。

○政府委員(齋藤英雄君) この裁定制度の運用要領試案は、過去長い間各方面の御意見を聞きましてでき上がったものでございます。いま御指摘が

ありましたとおり、物質特許制度の採用に伴います非常に大きな意味を持つものでございます。それだけに慎重に各方面の御意見も聞きましてでき上りましたものでございますので、発明実施部会にお諮りをいたしましたときに、これに對しまして、重要な部分につきましては御意見が出るというふうなことは、私どもは予想をいたしておりません。

○森下昭司君 最後に、運用要領は本来ならば特許法の九十三条ですから、体系的にはややむずかしい感じがしますが、できれば施行規則の中に明記をするのが私は一番望ましいというふうにも思っています。その施行規則の中には、九十三条の裁定制度の運用については、別途運用基準をかくかく設けるといふような項を入れて施行規則までつくって、それからいま申し上げた運用の要領の基準というものを公表していく。そして、施行規則と一体のものとして国民の前に明らかにすること、これが必要ではないかと思いますが、これは事務的な立法技術上の問題も入りますが、長官としての考え方を、最後にこの問題についてお尋ねいたします。

○政府委員(齋藤英雄君) 本裁定制度の運用要領試案を拝見をいたしました。もちろん庁内では検討いたしました。お尋ねでございますが、これをこのままのかっこうで省令にそのまま入れることはややむずかしいかという感じがいたしております。したがって、これは運用要領として私どもの方は完成をさしていきたいと思っております。なお、その要領試案が発明実施部会の御承認を得ました場合には、当然内外に公表いたしまして、広くこの点につきましてはPRをいたすつもりでございます。

○森下昭司君 結構です。

○阿貝根登君 私は関連でございますが、時間がないので端的に質問申し上げますが、まず、飲食物及び嗜好物の発明、及び医薬の混合方法の発明、この点について御質問申し上げますが、医薬品について厚生省等はどういうふうな話し合いがされて

ているのか。医薬品については、これは厚生大臣の許可がなければ使用することができないことになっていて、医薬として許可されたものに對するトラブルは、すべて厚生大臣が全責任を負うことになっておる。こういうことになっておるわけですから、いままでは医薬品に限っては特許を与えることはできなかったわけなんです。今度それを、三十二条を撤廃する、直す。そして医薬品にも特許を与える、これを物質という名前で行われておるが、物質ではあるでしょう。しかし薬には間違いないのです。それを薬事法では一体どう見ておるのか、それでいいのかどうか、そういう点、厚生省との関係、それに対して説明してください。

○政府委員(齋藤英雄君) 特許法の考えておりますいわゆる新しいもの、発明に對しまして、これを公開いたしまして、その裏返しというのです。か、対価をいたしまして、ある一定程度の独占的な権利を与えるというのが特許法のたてまえでございます。それで厚生省の方の薬事法の方のおたてまえは、私ども詳細には存じませんが、各種別の観点から、いろいろ製造なりあるいは販売なりを規制しておられるのではあるまいかと考えます。そういうふうなことで考えました場合に、それそれ法律の目的なり態様が違ふと思うのでございませう。それでなお、御質問がございました。厚生省との関係につきましては、私ども当然政府として御提案を申し上げているわけでございます。まして、御了解を得た上で提案をいたしておるわけでございます。

○阿貝根登君 薬については、厚生省には専門家が全部おられて、そうして許可されておるはずなんです。もしも薬事法によつて、これは薬として認めない、そうして特許庁の方では特許として認める、こうなつたらどうなるか、薬務局からどなたかお見えになつておるならば、ひとつ率直に説明してもらいたい。

○説明員(山田幸孝君) ただいま御質問の問題で

ございますが、先ほど特許庁長官からお話ございましたように、私どもの薬事法での承認あるいは許可は、保健衛生上の観点から所要の各種の措置を講じているものでございまして、特許法で目的としております観点とは異なるわけでございまして、私どもの考え方としまして、先ほど特許庁からお話があったような見解を持っているものでございます。

○阿貝根登君 私よくわからないのですが、機械、器具というならばわかるのです。ところが薬品というならば、医者以外、薬剤師以外の人が薬品をつくっていいかどうか、私はこの前のときもテレビを見ておいて、一番宣伝しておるのは、極端に言えば、効かないから宣伝して売るのがいいと思つてゐるのです。私はそう思う。効くやつだったら、宣伝しなくても人は買う。効かないから、宣伝してうんと金をかけて薬を高くしている、私はこう言いたいくらいなんです。なぜかならば、医者でもない、薬剤師でもない、有名な女の人とか、男の役者とか、そういう人たちが薬を国民に売つていいと、これは効きますと、そういうことが言えるかどうか。薬事法ではこれはできないのです。それを薬屋はやってゐるわけです。もしもそれに特許を与えたら、特許は特効薬となると私は思うのです。これは特許をもらった薬です、特効薬です、こういうように薬は宣伝されると思うのです。

業務局お見えになっていきますから、ちょっとお聞きしますが、なぜ引きの薬は何種類ありますか。何十種類ありますか。おそろく何十種類でしょう。そのかぜ薬の中身はどがどれだけ違うか教えてもらいたい。私の聞いている範囲内では、中身は同じで、糖衣の色が変わつただけでも違う薬の名前になつてゐる。糖衣の砂糖の入れ方によつても違う薬になつてゐる。中身の薬が少し違つてもこれは違う名前が出てくる。こういうことをやつて薬ははんらんしておるのです。日本ぐらい薬を売つてゐるところはないのです。そういうのを特許庁がこれを与えようとするならば、それ以上の機

構がなければ与えられない。食料の問題も後で質問しますが、食料の問題もそのとおり。それだけの陣容がありますか。そういうことができるか、私はこれを心配するのですが、いかがですか。

○政府委員(齋藤英雄君) 言うまでもないこととてございませうけれども、現在、医薬及びその調査方法につきましては不特許事由になつておるわけでございませうが、医薬の製造方法につきましては、これは特許法の対象になつてゐるわけでございませう。したがつて、その方面につきましては、私もそういう方面の技術屋と申しませうが、専門分野の方と申しませうか、そういう方を審査部の方に採用をいたしております。したがつて、製造方法の特許に關しましてはそういう部門の方がそういう審査をして、それで特許を与えるか、与えないかということについて査定をいたしておるわけでございませう。また審判も同様でございませう。したがつて、その点につきましては、私どもの方はもちろん十二分であるかどうかという点につきましてはいろいろ御批判もあらうかと思ひますし、かつ非常に微妙な問題につきましては、厚生省なり各方面の御意見を聞くことはもちろんあらうかと思ひますが、そういうことで補いつつ実施をすることができるといふふうに考えておる次第でございませう。

○阿貝根登君 薬の製造じゃないでしよう。薬品でしよう。薬の製造なら私はわかんないです。政府の部内では薬品の責任の長は厚生省なんです。そこで相当のスタッフをそろえておるはずなんです。それ以上のスタッフをそろえておるというのは屋上屋で一体どうなつてゐる。薬品は厚生省の責任であるはずなんです。だから、いままでちゃんと三十二条でこれは特許をやつちやらないと決めてあつたのを、今度はとらんでしまふ。とらなればそれ以上の機構がなかつたならば薬品の特許なんか与えられないと思ふのです。またそれをやるようになったら厚生省の業務局は三分の一ぐらいでいいと思ふのです、私は。要らないと思

うのです。そこがそれ以上の権限を持つてきて、これは薬品です、特許ですと。そういうことを許可するならば、通産大臣どうですか、わざわざ厚生省にその責任があつて、責任官庁があつて、そして今日まで薬をこれはどうだ、あれはどうだと言つておられるのにも私は疑問が――さき言つたように、同じかぜ引きの薬が中身がどのくらい強いのかも、これはわかりやせん、聞いても。書いてあります。わかりやせん。そういう微妙な問題を特許を与えるというふうになると、どういふところで特許をお与えになるか、私はそれがわからぬのです。もっと、百歩下がつても、たとえば厚生省の業務局の方でこれは薬としてこれはよく効きますというふうになつた場合、それに特許を与えるというふうにはわかる。しかし、あなたの方でこれはりつぱな薬品ですと言つて特許を与えた。ところが、今度は業務局の方で、これは薬としては効くかもしれぬけれども、反作用が大変です、これ飲んだらあるいは反作用で死ぬかもしれませぬ、こういうことになつたらどうしますか。特許をお与えられた特許庁が全部を責任持ちますか。それをちよつとお聞きいたします。

○政府委員(齋藤英雄君) 私どもが判断をいたしますのは、出てまいりました物質でございませうが、それが現行法の特許法のいわゆる新規性なりあるいは進歩性なり、そういう特許要件に合つてゐるかないかということ審査するわけでございませう。それにつきましては技術的な知識も当然要ります。そういうことでその發明に特許要件があるかどうかということ審査をするわけでございませう。したがつて、当然それは条約上にも実はそういう規定がございませう。特許法で考へておられます目的と、いま厚生省の方で御説明ございました薬事法の方の目的なり態様とは違つてゐるわけでございませう。私どもの方はその辺はそれぞれ別の立場で審査をして、それぞれの決定をするというふうなことではなからうかと思ひます。

じような規定、そういう趣旨の規定がございまして、各国の特許庁も同じようなことをやつておりますが、パリ条約の四條の四というところにあるのでございませうが、「物の發明におけるその物の販売又は物を生産する方法の發明におけるその方法により生産した物の販売が国内法上の制限を受けることを理由としては、これらの發明について特許を拒絶し、又はこれらの發明についての特許を無効とすることができない」という新製品にかかわる發明の保護という規定がございませう。それで、各国の特許庁ももちろんこれはパリ条約に入つてゐる国は皆同じでございませうが、そういう要するに特許法的な観点からの審査をいたしてあります。それが国内上、販売上の制限を受けるとか受けないとかいろいろございませうが、それはそれだけの行政目的に従ひました法規がございませう。これはまた当然であらうかと存じております。

○阿貝根登君 各国のことをお触れになつたので、相当御調査の上だろうと思ひますから、それと、各国の業務局の状態、特許庁の状態を全部言つてくだされ。私はよく知りませぬけれども、中国を見て回つて、中国の薬の問題を私は知つております。日本とまきり違ふんです。これはもう私はここで言う必要もない。私はほかのところを知りませぬから、あなたが外国でこれをやつてゐるとおしやるならば、全部同じやうな姿でやつてゐるなら私はそれでいいと思ふんです。私は総理大臣に、事は別ですけれども、独禁法の説明をして外国の例を出したら、外国には外国の実情があります、日本には日本の実情があります、こう言つてゐるんです。都合のいいときだけ外国の例を出して、都合が悪くなつたら日本の実情です、そういう政府のあいまいな態度は私はいやなんです。だから、外国の例をおしやるならば、薬事法でどうなつてゐるか、どれだけのスタッフがおるか、特許庁はどれだけの大きな機構なのか、それをこなすためにはどれだけの人員がおるか、それを教えてくだされ。

○政府委員(齋藤英雄君) 私は、諸外国の厚生関係の組織その他に關してはほとんど存じません。

各国の特許庁の組織でございすが、これも正確に何人がどうということではございせんけれども、先般米の御質問にもお答えいたしましたように、諸外国のほとんどは医薬品に關しては特許を与えております。それはすべて特許庁で処理をしておるといふに承知をしております。

○阿貝根登君 たとえば、食料の問題で石油たん白は特許を与えますか、いま特許の申請が来たら、御存じでしょう、石油たん白は。去年でしたか、鐘淵化学と大日本インキがたん白の企業化を発表したわけですから、それは厚生省の食品衛生の方から、実験段階では安全である、こういう発表があったわけなんです。だからこの企業は石油たん白をつくらうとしたんです。それが世論の反対に會つて、そうしてそんなものを豚に食わせる、その後の豚は人間が食うのだということで大変な問題になつてきたところが、この所管は農林省なんです。農林省はそういうものは食物として認められない。こうなつて両者が醜い姿をさらけ出したのです。今度はそれが三つになるんですよ。石油たん白の特許庁ではこれは特許で認める。厚生省では食品衛生の見地からいいとか、悪いとか、農林省は農林省の立場から、これは食料として不向きだ、不向きじゃないと、ますます混雑にするようにして、やれますか、あなたは。

もう一つつけ加えたいのは、あなたにも注文いたしましたように、実際の業務をやつておる方々が、まだまだ議論が足らない。これじゃやれませんかというのを例を挙げて、私たちは陳情書をもつておるんです。實際やつておる方々が、これじゃまだ早過ぎるというような状態の中で、なぜそういうものを無理せにやいかぬのだ。石油たん白はどうなりますか。

○政府委員(大谷幸太郎君) 今度の改正法によりまして特許できるものと考へます。

○阿貝根登君 まあいま言うように、厚生省の食品衛生の方でこれはいま管理しておる。しかし、

食料ということになつてくれば農林省なんです。それをあなたの方で、特許で許可するんですか。

どうです、この三十二条の削除というのはおやめになつた方がいいです。私は考へ方そのものには頭から反対するわけじゃありません。しかし、實際できないと思ふんです。石油たん白だけでも三省にまたがりまう。もしも、食品衛生からこれはだめです、あるいは農林省からだめですと言われたら、あなたの方はむだ骨折つて、そうして一生懸命研究して特許を与えたけれども、これはだめですと言われたらどうなります。売ることできないですよ。薬でもそうでしょう。それはもう今度は、これができたら、薬九層倍でもうかつてたまらぬ人たちがわんさとまた特許に持つてくるでしよう。そうすると、皆さん数は足りないのに、厚生省に負けないように一生懸命勉強されて許可されるかもしれない。特許をやらされるかもしれない。しかし、今度は薬事法によつてこれは薬として認めません、こうきたなら、これは薬として売ることができないはずなんです。それでも売りますか。食料の問題でも同じ。それでも売るとするならば、これは大問題。売らないとするならば、そんなむだ骨をなせにやいかぬかというわけです。それならば、やはりそういう出願があつたならば、これはその所管の厚生省なら厚生省が、これは薬として認められる、食料として認められるということになつて、これに對して特許なら特許だと与えてやるならば私はいいと思ふんです。そうじゃなかったならば、三省が打ち合わせにやならぬじゃないですか。

時間が過ぎましたから、やめますけれども、私はこういう自信のないものを無理くり通そうとされるあなたの方の考へ方がどこにあるかわからないんです。外国だ、外国だとおっしゃるけれども、先ほどから言うように、都合のいいときは外国、都合の悪いときは国内事情と、こういうことで何でも処理されていく。これは實際この法律通つてもだめですよ。この前の改正のときも相当異論があつたでしよう。どうですか、これ改正して、そ

ういうことができると思ひますか。

○政府委員(齋藤英雄君) いまの物質特許の問題は、私どもの工業所有権審議会におきまして過去三年前後審議をいたしました結果の結論でございまして、同時に、当委員会におきましても早急に検討するように御指示をいただいた点でもございまして、私もそういうことを考へまして、審議をいたしました。私どもの結果を法文化をいたしましたわけでございます。成立いたしました。これは、これをその趣旨に沿うように、その趣旨が十分実現できるように努力をいたしたいといふふうに私も考へております。

○阿貝根登君 もうその話は、森下議員から詳細に御質問あつたから、私は言わないわけなんです。その答申そのものがやられる方々は、全部その企業に關係しておる方々ばかりでしょう。その答申を尊重だ、尊重だと言つて、自信がないものでやれますか。だから、審議委員の問題は森下さんがやつたから、私は触れてないんですよ。こういうものををつくるなら、實際、これを利用する方々の意見も聞かなくてはならぬです。これを製作するような企業側の意見ばかり聞いたんじやだめなんです。それも聞かれておらないんです。一方的な意見があつて、それが結果になつて、こういうことになつてきています。だから、どうです、三十二条を削つて、長官、これで特許を与えていいから、薬事法なら薬事法を通つたところ、厚生省なら厚生省の認可を得たところ、農林省なら農林省の認可を得たところについて特許を与えるなら与える、そういうほうがやりやすいでしよう、あなたの方も。私はそう思ふんですが、三十二条削除できないんですか、いま削除してあるものを復活できないんですか。

○説明員(山田幸孝君) ただいまの先生の御指摘は、直接は特許庁の問題かと思ひますが、先ほど来、医薬品の問題を先生いろいろ御指摘になつておりますので、厚生省の立場から御説明させていただきますが、薬事法に基づきまして、医薬品を人体に、これが使えるものかどうかという審査を

行ふ際には、そのものの有効性あるいは安全性というものを私も審査の重点項目としておるわけでございます。そういう意味から言いますと、特許法で言つております目的とは若干異なるのではないかと。ですから、現在におきまして、現在の特許法で許可が得られたものについて、必ずしも薬事法では許可を与えないという場合がございまして、特許法の改正が行われた場合においても、そういう事態は変わらないのではないかと。いふうに思ひます。といひますのは、それぞれ法律の目的としておるところが違つてございまして、いかと思ひます。この特許法の一部改正によつて、薬事法に基づいた私どもの保健衛生上の監督業務が左右されるという事態はないといふふうに私も考へております。

○阿貝根登君 だから、いままでは特許がなかったんですよ。今度はそれを薬に特許を与えるんです。それなら、あなたの方がこれは人体に与えていいか悪いかということ、いままでやつてきた専門家がたくさんおられる。その上に立つて特許を与えるか与えないかというならわかるかと私は言ふんです。そうじゃなくて、特許庁で勝手に特許を与えられるわけですか。そうしてあなたのほうで、これは人体に与えちゃならぬという結論が出たら、それは販売できないかできないかと聞かれておるんです。できないんですよ。できなかつたら、そういうものを人も少ないのになぜ長時間かけて、そうして特許をやらにやいかぬかと言ふんです。あなたのほうで、これは人体に与えてもよろしいということになつて、それが画期的なものであり、これは特許に値するといふことで特許を与えられるならば、私はわかるかと言ふんです。そうじゃなくて、そういう人体実験とか何とかかんとか、みんなあなたの方のやるのを全部特許庁でおやりになるといふから、それなら薬務局をもう一つつくつたやうなことになるじゃないか、そういう屋上屋をつくつてまで、どうして特許庁はこれをやらにやいかぬか、こう言うわけなんです。どうで

すか、長官。

いま、事務局の方から言われたように、人体に薬を投入する場合はあらゆる検査をして、これは人体に与えてもいい、これは悪いということを出してきておる。だから、特許庁で特許をくれたも飲ますことができないものは許可しない、こう言っているんですよ。そうでしょう。うんと複雑な業務を、いまださへも特許業務がつかえてしょうがない。それならば、そういうものに限って特許を与えるか、与えないかということをやった方が私はいいんじゃないか、こう言っているわけですよ。あなたは許可にならうがなるまいが、あなたの方で特許する、これは権限ありますよ、権限は。それは相談はしますとおっしゃる。相談はしますとおっしゃるけれども、この法律では、これは厚生省の許可を受けなければならぬ、厚生大臣と話し合ひしなければならぬと何も書いてないですよ、どうですか。

○委員長(林田悠紀夫君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、熊谷太郎君及び鈴木亨弘君が委員を辞任され、その補欠として山崎竜男君及び森下泰君が選任されました。

また、本日、矢野登君が委員を辞任され、その補欠として斎藤十郎君が選任されました。

○政府委員(齋藤英雄君) 薬事法と特許法の関係につきまして、いま厚生省でお話がありましたとおりでございます。私どもの見解と全く同じ見解でございます。

それで、私どもの方の医薬につきましても、審査といたしますと、明細書の中に、詳細な説明の中に原則として臨床実験の結果をつけております。少なくとも、いわゆる急性毒性という問題に關しましては試験結果をつけておられますので、もしそれが認められれば、それは特許にはならないということになります。それで、先ほど申し上げましたように、いろいろそういうむずかしい問

題がございます。ございまして、厚生省との間では密接な連携を保って本制度を運用いたしたいというふうに考えております。

○阿具根登君 もうこれ以上はやるとしても同じことですからやめますが、事業に關する問題です、食料に關する問題です。だからくどいようでも私は言っているのです。石油たん白についてもお答えなかつた。石油たん白についても本当にお答えなさい。三省にまたがって一体どうなるのか、二省でさへもあつた問題起こしたじゃないか。だから、何とかして自分がつくった法律案だから、どうしても通したいという考え方は、これは役人根性でだめです、こんなことじゃ。もつと大衆に意見を聞かなければならない。自分の片内の方の意見でさへあなたは統一し切らぬじゃないですか。これでやれるわけないでしょう。だからいま言われたように、事務局なら事務局、厚生省がこれは人体に与えていいというやつを取りつけてから許可を与えるなら与える。法律にはそうなつてないけれども、当然相談しますと、相談するということはどういうことだ。そうとつていいですね、食料問題も、それからそれでよろしいならよろしい、いかぬならいかぬ、反対なら反対、簡単にやつてくたさい。もう委員長がやめろ、やめろと言ふからやめまうから。

○政府委員(齋藤英雄君) これは、先般来いろいろ審査官の職務の独立性に關しても御意見がございまして、第一義的には、出願案件につきまして審査官が責任を持っております。したがいて、いろいろな案件につきまして審査官が審査をする場合に、必要があれば厚生省の担当のところに御相談になることもあらうかと思ひますが、たてまえといたしましては、これは審査官が第一義的に責任を持って処分をすべきことであるというふうに考えております。

○委員長(林田悠紀夫君) 暫時休憩いたします。
午後三時四十四分休憩

午後三時五十九分開会

○委員長(林田悠紀夫君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、鈴木力君が、委員を辞任され、その補欠として浜本万三君が選任されました。

○委員長(林田悠紀夫君) 休憩前に引き続き特許法等の一部を改正する法律案を議題といたします。これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小柳勇君 今日まで論議いたしました問題点、なお若干疑義がありますので、その疑義の点をたがした上、附帯決議を提案したいと思ひます。したがって、簡潔に要点のみ質問いたしますので、記録に残すように簡潔に答弁願います。

まず第一は多項制の問題であります。今回の改正は、実施態様なる言葉をもつて多項制に移行することを法定化しようとしております。つけ加えますが、いま私のこの質問は、各党を代表して質問いたします。この附帯決議も、これは各党共同の提案になっておりますから、そういう意味で御答弁を願います。

それでは、もう一回初めから質問いたしますが、多項制について、今回の改正は実施態様なる言葉をもつて多項制に移行することを措置しようといひたしておりますが、実施態様なる言葉は法文上明確でございませぬ。したがって、今後どのようにして特許出願者並びに国民にこれを明確にわからせようとするのか、長官の答弁を求めます。

○政府委員(齋藤英雄君) 実施態様を表現する上で法文上いろいろ苦心をいたしました。適当な表現がないということはどういう表現を使ひました次第でございませぬ。実施態様としてどのようなものを記載できるかということにつきましては、省令でその記載につきましても規定をいたしますとともに、多項制の運用要領を定めまして、これを明確にいたしまして、庁内外へ徹底を期する所存でございます。

でございます。

○小柳勇君 省令をつくられ、あるいは実施要領など今後慎重に検討されて、わかりやすく十分に国民が運用できるように措置願います。

同時に、多項制でありますから、いわゆる従属項なるものにも出願料など料金を付加すべきではないかという意見がありますが、この点についてもう一回明快な答弁を求めておきます。

○政府委員(齋藤英雄君) 審査をいたします場合のポイントといひますのは、発明の新規性あるいは進歩性、あるいは先にあります発明と同一であるかどうかとの判断にあるわけでございませぬ。したがいて、実施態様の記載が増加いたしました場合にも、これは発明の数は増加をいたさないということでございます。また、出願書類の大部分のものは詳細な説明の記載でございまして、詳細な説明を理解いたしますれば、特許請求の範囲の記載にそれほどの手数はかからないというふうにも考えられます。したがいて、実施態様の数に應じて手数料を増額させることは、私どもとしては適當でないと考えております。

○小柳勇君 第二の問題は、ただいま阿具根委員が質問いたしました、今回物質特許制度を導入するのでありますが、たとえば薬品、たとえば食料品など、専門分野の発明の特許を許可する場合に、特許庁のいわゆる審査官、審判官だけで大丈夫であらうか、こういう問題であります。どうでございませぬか。

○政府委員(齋藤英雄君) 私ども、医薬あるいは食料品等につきましては、従来から製造方法につきましては、これは特許の審査をいたしておるわけでございます。したがいて、その方面のスタッフは私どもとしましてはそれにたえるだけのスタッフをそろえているように考えております。なお、蛇足かもしれませんが、わが国が入つておりますパリ条約におきまして、その「物の販売が国内法上の制限を受けることを理由としては、これらの発明についての特許を拒絶し、又はこれらの発明についての特許を無効とすることができな

い。こういう条約上の明文がございまして、特許法上は、国内法上の他の制限によりまして効力を左右することは非常にむずかしいかと存じます。それからなお、審査官、審判官は、これは出願案件につきましては、当然第一義的に責任を持つ立場にございまして、したがって、審査官、審判官の判断につきましては、私どもとしましてはこれを左右することは差し控えております。そういうことでございまして、これは必要がございまして、厚生省あるいは担当部局に御相談することは当該審査官の判断としてあり得るかもしれせんけれども、それは審査官の判断でございまして、第一義的には審査官の責任において出願案件の査定なり、あるいは審判におきます審決なりをさせるようにさせたいというふうに考えております。

○小柳勇君 第三の問題は、全文公開に要約をプラスすることを再三提案いたしました。この点についての長官の見解を求めます。

○政府委員(齋藤英雄君) 要約が技術情報あるいは権利情報として意味がありますためには、あるいはこれを活用いたしますためには、やはりその質がよくないといけないということでございまして。そのためには、やはり技術内容を熟知しております審査官がこれをチェックせざるを得ない、こういうことになるわけでございまして。したがって、審査官の負担が増すことは当然でございまして、なお、言うまでもなく審査請求制度におきましては、審査請求のあるもののみを審査するわけでございまして、それ以外のものは審査しないわけでございまして、要約につきまして、すべての出願について、これを審査とはいかなくとも、これを見るということになりますと、その辺は手間が非常にかかるということが言えるのではなからうかと思ひます。

それからなお、経緯的に見まして、前回の改正、すなわち昭和四十五年の改正におきまして、公開方法につきましていろいろの議論がございましたが、経緯があります。したがって、私どもは本件

を考えます場合には、やはり重要事項でございまして、工業所有権審議会の御意見を聞かなければいけないと思ひます。しかしながら、これはわが国がこれから国際化の時代にいよいよ入つてまいります。PCTにも先ほど答弁申し上げましたように、近い将来にわれわれは入りたいというところを考えております。その場合には、当然この要約の問題というのは問題になる事項でございまして、したがって、私どもは、現在ジャパティックで抄録もつくつておりますが、そういう問題も含めまして、この問題はどうかというふうに進めたいというふうに考えております。

○小柳勇君 大休期間としてはいつごろ、どのくらいの期間にこれが一定の結果を出しになる予定ですか。

○政府委員(齋藤英雄君) PCTが発効いたしますときには、これは国会の御承認を得なければいけません。国会の御承認を得ました上で、わが国もこれに加入をいたしたいと私は考えておりますので、それまでの間に本問題につきましては進めるように考えたいと思つております。

○小柳勇君 第四の問題は、商標の手数料が第七十六条で五倍も引き上げるのは高いではないかという意見が再三出ておりますが、われわれも五倍なんているのはとんでもない、三木内閣の生命に關すると思うが、この点について引き下げる用意があるのかどうか、答弁を求めます。

○政府委員(齋藤英雄君) 商標の出願手数料を現行より五倍にいたしました理由につきましては、すでに御答弁を重ねておりますので、その意味につきましては省略をさせていただきますと存じます。

法律で決めておりますのは、出願手数料の最高限を決めておるわけでございまして、その法律の定めるその範囲内において、政令で定める額の手数料を納付しなければいけないというのが法律の規定でございまして、したがって、各委員の方々

からの御意見もございまして、現在の経済情勢もまたございまして、私どもそういう点を総合勘案をいたしまして、当分の間現在の最高限はそのままだに置いていただきたいと思ひますが、当分の間は三倍程度に手数料を政令で決めたら適當ではなからうかというふうに考えております。

○小柳勇君 次に第五は、けさ、さつき森下君も質問したのでありますが、物質特許制度の導入につきまして、特許法第九十三条所定の公共の利益の解釈を明確化する必要があるのではないかとこの一つ。

それから同時に、裁定の期間を六ヶ月など法定化してはどうか、こういう意見も再三出たのであります。

○政府委員(齋藤英雄君) 公共の利益という表現でございまして、またはこれに類似する表現は、実は他の法例にもいろいろ見られるところでございまして。したがって、これをこれ以上具体的に表現することは非常にむずかしいし、かつ前例も非常に少ないことではなからうかと存じます。しかしながら、この運用に当たりましては答申の裁定運用試案にもございまして、その解釈運用につきましては、答申の趣旨に沿ひまして運用要領を作成いたしました上、これを審議会の発明実施部会の議に付しました上で公表いたしました。これを効率的に、かつ公正に運用いたしたいというふうに考えております。

それから、第二番目の御質問がございまして六ヶ月の点でございまして、裁定の期間を法定化いたしました問題につきまして、やはり裁定申請が出ますと当事者間で協議が急激に進むということもございまして、実は形式的に六ヶ月、あるいはもう少ししたては両当事者間の協議が相成るといふ場合も考えられるわけでございまして、一義的に六ヶ月で期間を切るということにつきましては、私どもは適當ではないと考えております。かつ六ヶ月間の期間を決めました場合におきまして、仮にその法定期間を渡過した場合、過ぎました場合における法律的效果につきまして、私どもはこれは

疑問な点が多いのではなからうかと思ひます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、答申の中にも、裁定を迅速に行へという趣旨の試案が出ておりますので、その趣旨に沿ひまして、いま申し上げましたようないろいろな手続を経ました上、迅速にこれを進めるようにいたしたいというふうに考えております。

○小柳勇君 第六は、商標法の一部改正で、証明書類の不備は拒絶理由通知に対する意見書提出のときに補正することができるよう考慮してもらいたいという意見がありますが、この点についていかがですか。

○政府委員(齋藤英雄君) 使用証明書を同時に提出をするということですが、これは多数あります出願案件を迅速に処理をするという意味におきまして、同時にという規定をおきまして審査の促進をはかりたい、こういう趣旨で置いたわけでございまして、なおこれにつきまして、たとえば誤記の訂正であるとか、そういうふうな私どもで申します要旨を変更しないというふうな範囲内におきましては、いまのような誤記の訂正その他のことに關して私どもは彈力的に考えたいというふうに思つております。

○小柳勇君 最後は、審査官、審判官の職務独立を法文化してもらいたいという意見も再三出てまいりました。現在職務を独立してやつてゐるのだから、特許法に入れて明確にしてもらいたいという意見がありましたが、この点についての見解を聞いておきます。

○政府委員(齋藤英雄君) 審査官あるいは審判官、これが判断をいたします職務の内容は、いわゆる司法官と申しますか、裁判官に類するような性格を有しているということもございまして、また、当然特許庁は行政庁でございまして、あるいは工業所有権という無体財産、財産権を付与するといふ、いわゆる行政処分行為でもございまして、したがって、そういう両方を考えました場合には、行政処分につきましては、これを審査につきまして、なるべく統一を図りたいということに統

一、的な審査基準も作成をして運用いたして、ある、
こういふふうなこともございいます。それから、
審査官のそういう職務に關しまして、あるいは他
の法令等とのことを考えますと、法制面の整備を
するに当たりましては、その性格あるいは資格、
あるいはその身分と職務との関係、類似制度との
バランスの関係等いろいろのことを考えなければ
いけないわけで、問題点が多々あるかと存じます。
かつ、諸外国の例を見ますと、イギリスにおきま
しては、すべての処分は長官名でございいます。そ
れからまた、アメリカ、西ドイツなどでも審査官
に關しますそういう規定は実はございしません。そ
ういふふうなことを考えますと、私も似たし
ましては、いま御質問ございました点につきまし
て法定化をすることは適當ではないと考えます。
しかしながら、審査官、審判官の職務の重要性に
かんがみまして、審査官、審判官の待遇の問題、
あるいは資質の問題、待遇を改善し、資質を向上
する、こういう問題につきましては、私も似たし
たしまして、従来以上に格段の努力をいたした
いというふうなことを考えております。

○委員長(林田修紀夫君) 他に御発言もなけれ
ば、質疑は終局したものと認めて御異議ございま
せんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕
○委員長(林田修紀夫君) 御異議ないと認めま
す。
それでは、これより討論に入ります。御意見の
ある方は賛否を明らかにしてお述べ願いま
す。別に御意見もなければ、討論は終局した
ものと認めて御異議ございせんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕
○委員長(林田修紀夫君) 御異議ないと認めま
す。
それでは、これより採決に入ります。
特許法等の一部を改正する法律案の問題に供し
ます。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(林田修紀夫君) 多数と認めます。よっ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべきも
のと決定いたしました。
小柳君から発言を求められておりますので、
これを許します。小柳君。

○小柳勇君 ただいま可決されました特許法等の
一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本
社会党、公明党、日本共産党、民社党の五党共同
提案による附帯決議案を提出いたしたいと存しま
すので、御賛同願います。
案文を朗読いたします。
特許法等の一部を改正する法律案に対する
附帯決議(案)
政府は、本法施行にあたり、次の諸点につき
万全を期すべきである。
一、多項性の採用にあつては、運用要綱等を
通じて、その趣旨、実施態様の記載方法を
明らかにし、もつて円滑な運用に努めること。
二、特許情報の増大、国際化の進展に対処する
ため、発明の要約の整備等の対策をすみやか
に検討するとともに、特許分類付与の精度向
上のために、万全の措置を講ずること。
三、日本特許情報センターは、新規性調査機関
として必らずしも十分な機能を果たし得る状
況にないことにかんがみ、その強化拡充に努
めること。
四、商標の出願手数料に関する商標法第七十六
条の政令の制定にあつては、出願人に急激
な影響を与えることのないよう配慮するこ
と。
五、登録商標の不使用に関する商標法第十九条
及び第五十条の「正当な理由」の解釈及びそ
の運用については、産業の実態等を考慮して
弾力的に行うこと。
六、裁定制度の運用を円滑ならしめるため、特許
法第九十三条の「公共の利益」の解釈を明確
にするとともに、その運用要領を作成し、裁
定にあつては、工業所有権審議会の意見を

尊重すること。
七、審査官、審判官等の待遇を改善するととも
に、審査官、審判官等に対する研修を強化す
る等その資質の向上に努めること。
八、ソフトウェアならびに学校法人、宗教法
人、サービスマーク等の登録に關する法的保
護についてすみやかに検討すること。
右決議する。
以上です。
○委員長(林田修紀夫君) ただいま小柳君から提
出されました附帯決議案を議題とし、採決を行
います。
本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(林田修紀夫君) 全会一致と認めます。
よつて、小柳君提出の附帯決議案は全会一致を
もつて本委員会の決議とすることに決定いたしま
した。

ただいまの附帯決議に対し通産大臣から発言を
求められておりますので、この際、これを許しま
す。河本通産産業大臣。
○國務大臣(河本敏夫君) ただいま御決定になり
ました御決議につきましては、その御趣旨を尊重
いたしまして、今後行政を進めてまいりたいと思
います。
○委員長(林田修紀夫君) なお、審査報告書の作
成につきましては、これを委員長に御一任願いた
いと存じますが、御異議ございせんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕
○委員長(林田修紀夫君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

○委員長(林田修紀夫君) 高圧ガス取締法の一部
を改正する法律案を議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。河
本通産産業大臣。
○國務大臣(河本敏夫君) 高圧ガス取締法の一部
を改正する法律案につきまして、その提案理由及
び要旨を御説明いたします。

現行の高圧ガス取締法は、昭和二十六年に高圧
ガスの保安に關する基本的な法律として制定さ
れ、その後昭和三十三年の高圧ガス保安協会の設
立に伴う改正等を経て今日に至つております。
その間に、高圧ガス製造事業所の大規模な爆発火
災事故が見られますように、これらの事業所が一
たん事故を起こすと、公共の安全の観点からもき
わめて問題であり、高圧ガス製造事業所における
保安体制の抜本的な強化を図ることが急務となつ
ております。また、一般消費者等における液化石
油ガスの急速な普及とともに、その災害の防止の
ための施策を一層充実することが要請されてお
ります。

このような事態に対処するため、政府といたし
ましては、高圧ガス取締法に基づく保安基準に關
する規制の強化等により保安の確保に万全の努力
を傾注してまいりましたが、保安問題について抜
本的な見直しを行うため、高圧ガス及び火薬類保
安審議会に、今後の高圧ガス保安体制のあり方に
ついて審議をお願いし、昨年七月に答申をいただ
いた次第でございいます。
今回の改正は、この答申の趣旨に沿つて、高圧
ガスの保安体制について緊急に必要とされる改正
を行うものであり、高圧ガスの利用の量的、質的
変化に即応した保安体制の整備を図ろうとするも
のでございいます。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。
第一は、高圧ガス製造事業所における保安管理
組織を強化することであり、高圧ガスによる
事故を防止するためには、事業所における保安管
理について責任体制を明確化するとともに、高圧
ガスに關する十分な知識経験を有するものがこれ
に当たることが不可欠な要請であります。かかる
観点から、事業所の規模に応じ、保安統括者のも
とに、工場の主要な分野、機能ごとにピラミッド
型に保安管理組織を整備するとともに、これら保
安の責任者の資格についても法定することといた
してあります。

○委員長(林田修紀夫君) 高圧ガス取締法の一部
を改正する法律案を議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。河
本通産産業大臣。
○國務大臣(河本敏夫君) 高圧ガス取締法の一部
を改正する法律案につきまして、その提案理由及
び要旨を御説明いたします。

○委員長(林田修紀夫君) 高圧ガス取締法の一部
を改正する法律案を議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。河
本通産産業大臣。
○國務大臣(河本敏夫君) 高圧ガス取締法の一部
を改正する法律案につきまして、その提案理由及
び要旨を御説明いたします。

第二に、保安の確保のためには高圧ガス製造事業所における自主保安の一層の推進を図ることが必要であることにかんがみ、危害予防規程の充実と従業員の保安教育の強化を図ることとした。すなわち、危害予防規程については、その認可申請に際して、保安に関し高度の専門的能力を有する高圧ガス保安協会の意見書を添付させることとし、都道府県知事の認可に当たつての判断材料に供することとしたこと、また、事業所の保安教育計画に対して都道府県知事の変更命令権を新たに設け、従業員教育の内容を不断に改善、向上するための措置を講じ得る道を開くこととしたことである。

さらに、保安担当者の再教育についても法定し、事業者は、保安の担当者に対して高圧ガス保安協会の行う講習を一定期間ごとに受けさせなければならぬこととした。政府といたしましては、これらの規定を厳重に運用し、もつて保安の確保に万全を期す所存でございます。

第三に、高圧ガスの製造のための設備のうち特に爆発等の災害の発生のおそれがあるものについて、製造段階から公的機関による検査を義務づけ、設備の欠陥に基づく災害の発生を未然に防止することとしたしております。現行のユーザー段階での完成検査に加えて、メーカー段階からの製造検査を導入することによりまして保安の確保に万全を期する所存であります。

第四に、高圧ガスの容器及びバルブ等の容器の附属品に対する規制の改善強化であります。バルブ等の高圧ガスの容器の附属品につきましては、新たに容器本体と同様の検査制度をとることにより、これらの欠陥による事故を根絶することを目指しております。また、液化石油ガスの急速な普及に伴つて、現在膨大な数の液化石油ガス容器が流通しておりますが、現行法の容器証明書制度は、このような容器が普及する前につくられたものであるため、実態にそぐわない面が出ておることに、かんがみこれを改善することとしたしております。

第五に、高圧ガス保安協会に対し、新たに政府

出資を行つて、同協会の高圧ガス保安の中心的役割をより強化しようとするものであります。高圧ガス保安協会は、昭和三十八年に設立されて以来、高圧ガスに関する保安対策を推進する中核的機関としての役割を果たしてまいりましたが、液化石油ガス消費者保安対策等に関する業務を抜本的に強化することとするほか、保安情報の収集及び提供等を行う等業務の一層の充実を図ることとしたしております。

このほか、小規模な高圧ガス製造事業所に対しては、事後届出制を事前届出制に改めることとするほか、手数料、罰則等についても所要の改正を行うこととしたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(林田悠紀夫君) 次に、補足説明を聴取いたします。佐藤立地公署局長。

○政府委員(佐藤一郎君) 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案の内容につきまして若干補足させていただきます。

第一に保安管理組織の整備につきましては、一昨年の一連のコンビナート事故の反省の上に立つて事業所内の職務、機能に応じて法的責任体制を整備しようとするものであり、大規模な事業所においては工場長クラスの保安統括者を置くとともに、これを補佐する保安技術管理者を置くほか、製造設備ごとに製造保安主任者さらに直ごとに製造保安係員を選任させることとしております。また、保安教育、危害予防規程等の作成実施の責任者として保安企画推進員の選任を義務づけることとしております。

さらに一般の製造事業所についても、以上のうち原則として保安統括者、保安技術管理者、保安係員の選任を義務づけ、高圧ガス製造工場の保安に万全を期することとした次第であります。

第二の危害予防規程の充実と保安教育計画の強

化であります。一昨年の一連のコンビナート事故の原因を見ますと、誤操作や異常時における対応措置の不適切さ、さらにその背後にある事業所の保安管理体制の不備が事故の原因となり、あるいは事故を拡大したケースが見られたことから、保安の確保のためには危害予防規程を一層充実するとともに、従業員教育を一段と強化することが必要であります。このため、大規模な事業所に対して危害予防規程の制定改正に当り、高圧ガス保安協会にプールした専門家による保安診断を受けさせて、その意見書を添付させることとしました。また、保安教育計画についても、都道府県知事による変更命令の創設により一層きめ細かい保安教育基準を制定し、これを事業者が遵守させる道を開くこととしたわけであります。

さらに、高圧ガス関連技術の急速な革新に対応して、十分な保安知識を有した者が保安を担当するよう、保安企画推進員、保安主任者及び保安係員について定期的な再講習を受けさせることとした次第であります。

第三に、高圧ガス製造のための設備のうち、特に危険なものについて製造段階からの検査を受けることとしたわけであり、検査対象設備としては、当面、貯槽類、反応塔、蒸留塔の高圧ガス設備を考へており、これらについて現行のユーザー段階の規制では検査が困難な設備の材質、溶接方法等について、設計段階及び製造工程において検査を受けることを義務づけることとしております。

第四に、高圧ガスの容器の付属品に対する検査制度の導入であります。検査の対象としては、バルブ等を考へております。

また、LPガス容器についての容器証明書制度の改善は、現在、容器証明書を容器本体に記入して行つてゐる検査合格の証明を容器本体に刻印することにより行うほか、新たに容器自体にその所有者氏名を表示させ、その安全性の確保と管理責任の明確化を図らうとするものであります。

第五の高圧ガス保安協会に対する出資は、来年

度においては一億円を予定しており、約二億五千万円の補助金と合わせ、付属研究所の建設、消費者保安啓蒙等により液化石油ガス消費者保安対策を格段に強化するほか、保安基準作成業務及び保安情報の収集、提供業務の充実を図ることとしております。

このほか、小規模な高圧ガス事情所に対しては現行の事後届け出制度にかえ、新たに製造開始の二十日前までに届け出を行う義務を課することとするほか、製造許可等の手数料が昭和三十一年以来改められていないことなどもあり、この間の対象事業所の大規模化、諸経費の上昇等に見合った手数料を定め得るよう法定上限の引き上げを行うこととしております。

また、罰則についても、罰金等を中心に実情に合はなくなつてゐるため、所要の改正を行うこととした次第であります。

以上をもちまして、高圧ガス取締法の改正の主要な点の御説明を終わります。

○委員長(林田悠紀夫君) 本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十二分散会

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は二月十七日)

一、高圧ガス取締法の一部を改正する法律案

昭和五十年四月十六日印刷

昭和五十年四月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局